

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.37|1994-10

世界の児童と母性

[特集]続 世界の親子・家族をめぐる動向

世界の児童と母性

第37号/1994年10月

CONTENTS

特集◆続 世界の親子・家族をめぐる動向

ひとこと——網野武博	1
〈誌上鼎談〉国際家族年を考える—EUの家族政策のいま、これから	2
ドイツ・子どものいない個人主義社会?——前 みち子	10
ケニア・増加する母子家庭——荒川勝巳	14
ロシア・家庭の変遷—家父長主義をめぐる——水谷邦子	19
スペイン・家族の変化と伝統への回帰 ——María Rodríguez、山根常男	23
スウェーデン・充実した家族政策と今後の課題——奥村芳孝	28
台湾・急激な社会構造の変化の中の家族と児童——余 巧芸	33
タイ・アジア的伝統と近代の間に生きる家族——八木沢克昌	37
アメリカ・変わりゆく家族—その定義、構造と連邦政府の家族政策 ——多々良紀夫	41
国際比較調査でみる世界の親子・家族——深谷昌志	47
テレビ番組にみる世界の親子・家族——小平さち子	51
〈コラム〉子どもの時期と年齢範囲 3. 韓国——尹 基	55
「児童の権利に関する条約」ウォッチング 1. 日本での批准までのプロセス ——中村嘉壽	59
編集後記——小平さち子	65



ひとつこと

しびれをきらすほどに関係者から待望されていたわが国の「児童の権利に関する条約」の批准もようやく終え、5月に発効となった。そして、国際家族年に当たる本年も半ばを越えた。このような時期に、世上をにぎわした家族、親子関係そして子どもの権利にかかわる重要なできごとが法制審議会の民法改正試案報告であった。

試案では、夫婦同姓、別姓の選択に関して三つの案が提示されているが、特に子どもにとっての姓は、夫婦（親）が別姓の場合には結婚の時点でそれを決める案と、子どもが生まれた時点で決める案とがあり、どちらかの親と姓が異なるとか、きょうだいによって姓が異なるとかの議論がなされている。しかし夫婦別姓については、既にいくつもの国で制度化されているものであり、細かい相違を取り上げてその利点、難点を比較することよりもむしろ、同姓、別姓の基本的相違を踏まえて今後の課題を考える必要があるように思われる。

本来、夫婦が同姓であるということがイコール男女不平等を意味するわけではなかった。むしろ「両性の合意」というわが国の結婚の大原則は、真に平等、対等な関係のもとで共同で新しい家族をつくり上げようとする意志を反映する理念であった。現実には男性、夫側が優先されてきたこれまでの歴史からみると、多くの場合夫婦同姓イコール夫の姓の優先であった。従って、夫婦別姓にすることが果たして男女の対等、平等な関係や、いわんや親子間の「小さなデモクラシー」をもたらすことと真に結びつくのかどうかは、何とも言えない。基本的に重要なことは、われわれ各人のアイデンティティー形成にある。つまり、同姓を重視することは夫婦の姓で代表されるアイデンティティーの重視であり、家族としての共存や所属性を指向する。別姓を重視することは、夫婦、親子各人の名前代表されるアイデンティティーの重視であり、個々人の独自性や自立を指向する。いわば、家族における共存と自立の問題そのものへの各人の立場が問われるものであり、この点の議論、検討が重要であると考えられる。

編集委員長・網野武博

誌 上 鼎 談

国際家族年を考える

—EUの家族政策のいま、これから—

[出席者] ^{イト ペング} Ito Peng

ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)

^{いわ かみ まみ} 岩上真珠

明星大学専任講師

[司会者] ^{たか はし しげ ひろ} 高橋重宏

駒澤大学教授

日本総合愛育研究所 児童家庭福祉研究部長

EUの家族政策の流れ

—子どもの権利を基調とした方向へ—

高橋 今年は国際家族年であるとともに、5月には「児童の権利に関する条約」も発効しました。1.46という合計特殊出生率が戦後最低を記録したことも関連し、日本では子育て支援などに焦点を当てた家族政策についての議論が活発になっています。本日は、EU諸国の家族政策について詳しい岩上さんと、現在、LSEで博士論文に取り組んでおられるイト・ペングさんと一緒に、EUの家族政策の「いま」と「これから」について、話し合ってみたいと思います。まず、子育て支援という点に関して、ペングさんいかがでしょうか。

ペング 全体的にみますと、イギリスを除いたEU諸国では、次第に子育て支援が統一された方向に向かいつつあります。かといって、イギリスも大きくはずれた方向にあるわけではありません。その方向とは、子どもの権利を基調とした子育て支援策の推進ということだと思います。

岩上 そうですね、男女の雇用場面における平等性の確立に積極的な運動を展開してきたEUが、1990年代に入って家族政策に取り入れてきた新たな理念

は子どもの権利です。

例えばデンマークでは、1980年代後半の自国の議論をふまえて1990年代から、子どもに関する政府の全省にまたがる委員会を設置して、ファミリーサポートを本格的にスタートさせました。それに先立って、全省間で次のような合意をまとめています。その合意とは、①子どもは親と緊密で安定した関係をもつべきである、②子どもは子どもとして生活する機会を与えられるべきである、③子どもは社会の一員である、④子どもにも責任(responsibilities)をもたせるべきである、⑤子どもは健康な生活をする機会を与えられるべきである、というものです。

こうしたことからおわかりのように、家庭の支援策をたてるときに、子どもの最善の利益をまず考えるという枠組みがEUのアクション・プログラムの中にきちんと位置づけられていると思います。

高橋 デンマークにおけるファミリーサポートの五つの合意はユニークですね。日本でもこのような原則をつくるべきだと思います。岩上さん、EUのアクション・プログラムについてももう少し詳しく話してくださいませか。

岩上 1970年代の初めに、雇用における男女の平等性を確立し、労働市場への女性の参加を促すことを

目的として、「男女の平等な機会」(equal opportunities for women and men)に関するEC委員会が設置されたのが、この方面でのアクション・プログラムの始まりです。ついで、1982～85年と1986～90年の2度にわたる第2次アクション・プログラムでは、このことをより強力に進めるためにさまざまな具体的なプログラムがつくられて成果をあげました。例えば「仕事と家庭の両立に向けての子育てに関するネットワーク」の設立にみられるように、この第2次アクション・プログラムの後半あたりから、家庭がこのプログラムの重要なポイントとして登場してくるようになりました。

現在は、1991～95年までの第3次アクション・プログラムの段階に入っていますが、その特徴は、「家族・家庭」に焦点が当てられているということです。中でも、子育てに関する男性と女性、社会と家族の責任の分担のあり方がEUの政策の中心に据えられていることでしょう。全体的な流れをみますと、70年代の女性のテーマから、80年代後半以降、徐々に子どもを中心とする家族のテーマへと政策の重心が移行しつつあるように見受けられます。

ペング 第1にEU委員会加盟の各国は「児童の権利に関する条約」にサインしていますので、その条約の申し合わせに従って子育て支援を計画していると思います。その児童福祉プログラム、またはファミリーサポートプログラムは、具体的には、子どものいる家族に対するある一定レベルの経済的支援です。例えばポルトガルやギリシャでは、それ以前には明確なものはありませんでしたが、現在ではEU委員会としてそのような支援を提供しなくてはならないことになっています。また児童虐待に関するガイドラインとサポートシステムも、EU諸国内で整備されています。そのほかいろいろなプログラムが提供されていますが、非常に重要な課題は住宅問題です。EU委員会の国々、例えば、ベルギー、デンマーク、ドイツ、スペイン、フランス、アイルランド、

ルクセンブルグ、オランダ、イギリスなどでは子育て支援として、住宅政策に力を入れています。

高橋 EUの子育て支援で、その他に何か特徴的なことはありますか。

ペング EUの子育て支援の動向として重要なポイントは、女性の権利に関するものだと思います。つまり男女の平等の促進に関するものです。EUでは女性の権利、男女の平等が促進されてきており、特にデンマークとフランスが積極的です。女性の権利の促進としては、先ほども岩上さんが言われたように、女性の労働市場への参加に関するサポートプログラム、仕事の上での平等化の法的な保障がEUレベルでさかんに整備されています。

以前に比べると女性の権利は確かに認められてきていますが、現実問題としては、まだまだ男女平等を促進する必要があります。一例ですが、デンマーク以外のEU諸国では、まだ女性の地位は男性によって変えられますし、いくつかの国、ドイツなどでは、政策上女性を保護する対象として扱っていますから、確かに社会保障とソーシャルサービスの支援はいいのですが、裏返せば、この事実は女性と男性を平等に考えていないからともいえると思います。アイルランドでは政策上女性の役割の中心は、まず、妻の役割、そして母親の役割を前提としていますので、制度上でも男女の違いがはっきりしています。

国によって異なる具体的な家族政策



高橋 EUにも多くの加盟国がありますが、それぞれ異なる文化をもっているわけで、家族政策の特徴的な違いについて、教えてくださいませんか。

ペング EU委員会の家族政策は、1992年のマーストリヒト条約の中の、ソーシャル・チャーター（社会憲章）で指摘された申し合わせに沿わなければならないことになっています。こ

のソーシャル・チャーターはEU内の労働者の保護を主な目的としたものですが、女性、子ども、青少年、高齢者、障害者それぞれの保護も含まれており、これに従えば、政府は家族をある一定のレベルで社会的、経済的に保護しなければならないこととなります。

ただし、このソーシャル・チャーターは、まだ法制化されていませんので、いまのところEU内の社会的申し合わせの形をとっています。そのためこのソーシャル・チャーターに沿ってどのような家族政策を策定するかは、国によって異なります。例えば、イギリスはマーストリヒト条約にはサインしましたが、ソーシャル・チャーターにだけはサインせず、いまのところは全く無視している状況です。

高橋 EU諸国内で国別にみて社会政策や社会保障、ソーシャルサービスのとらえ方に特徴はありますか。

ペング EU委員会内でのそれぞれの違いは、根本的には各国の社会政策の概念の違いからでてきているのではないかと思います。社会政策の概念の違いでいえば、北欧系、カトリック系、英米系の三つの大きなグループに分けることができると思います。

北欧系、例えばデンマークでは、社会政策に関する概念が非常によく発達していて、社会保障とソーシャルサービスを国民の権利、つまり市民権として考える傾向があります。家族政策をみますと、子どもの権利が、法律的にも、社会保障とソーシャルサービスのシステムの中でも、たいへん整備されています。さらに、男女の平等も促進されていますし、

女性の地位も強く保護されています。また、家族、個人、障害児・者のグループなどに対する社会保障とソーシャルサービスも非常に整っています。家族に対するサポートもしっかりしていると思います。

一例ですが、デンマークでは他のEU諸国に比べ親休暇期間が非常に長いです。子どもが0歳から3歳までの間、親の一人、父親であろうが、母親であろうが、3年間仕事を離れて子どもの面倒をみることができます。仕事に戻るときは、復職が保証されています。また、最近ではその親休暇制度をもう一步進めて、仕事と家庭の調和、ドッキングを図るために、フレックスタイムや子どもの世話をするための一時休暇をもう少し増やすとか、父親だけの育児休暇制度などが検討されています。これは既存の育児休暇制度では、どうしても母親が育児休暇をとるケースが多いので、父親の育児参加を進めようというねらいからです。このように、両親ともに育児に参加できるように政策上の努力がなされています。

高橋 北欧系の国では、ソーシャルサービスが重層的に整備され進んでいることはよく知られていますが、EUの他の地域はどうですか。

ペング カトリック系のイタリア、ドイツ、フランス、スペインなどでは社会政策の概念が少し違って、社会保険が社会政策の基盤になっていますから、社会保障とソーシャルサービスが必ずしも、市民権としての概念からスタートしているわけではありません。国によって家族政策は少しずつ違いますが、家族という概念は主に両親は揃っていて、しかも父親が経済を支えているという保守的な考えが非常に強いと思います。特にイタリア、ドイツ、スペインでは、そのような考え方が強く、フランスはどちらかというと、もう少し中立的です。これらの国々では、家庭に対するサポート、特に子どもに対するサポートが割合に整っていると思います。

フランスを例にとりますと、中立的な政策をとっており、政府は女性に数多くの選択肢を提供しよう



とする動きが強いと思います。もし、子育てをする意思があれば、児童扶養手当のようなファミリーサポートがたくさんありますし、労働市場に参加したいという希望があったら、そういう女性のために多くの公的な保育サービスが提供されます。それから出産休暇、つまり出産後の一時休暇は非常に整っています。女性は出産後16週間仕事を離れることができ、その間の収入は100%保障されます。同じような出産休暇はドイツ、オランダ、ルクセンブルグにもあり、15~16週間、収入の保障もあります。ちなみに、デンマークでは28週間です。

最後は、英米系タイプの国です。イギリスが典型的ですが、これらの国では社会政策に関する概念は、法制化されていない影響もあってそれほど十分なものではないと思います。ここでは戦後ベバリッジ系の社会保険をメインとした社会政策の概念ができていますが、この数十年間、特に80年代以降、政府の社会政策の概念が大きく変化し、最近ではできるだけ家族、個人の責任を強化する傾向にあります。

ですから、英米系のEU諸国、イギリス、アイルランドなどでは、どちらかというと家族政策に関してはあまり積極的な取り組みがなされていません。イギリスには明確な出産休暇はありませんし、女性が労働市場に参加する際必要となる子どもの保育プログラムなども充実していません。家族のことは自分で考えろ、ということです。

ファミリーサポートの二つのタイプ

—デンマークとイギリス—

高橋 EUの中でも、北欧型と英米型とでは、家族政策の考え方にだいぶ開きがあるようですね。デンマークなどを公助型、イギリスを自助型と聞いていいと思いますが、この二つのタイプで目立つ点はどうのようなものでしょうか。

ペング そうですね。大きな違いがあります。

デンマークの家族政策は家族、あるいは個人に対

する社会政策とソーシャルサービスが充実しており、特に働く女性と家庭に対する法的な保障と経済的、社会的支援が強いと思います。それに比べて、イギリスでは80年代から次第に働く女性と家庭に対する法的な保障が後退し、しかも経済的支援は次第に少なくなっているのではないかと思います。

高橋 もう少し具体的に紹介していただけますか。

ペング まずデンマークでは、最近特に働く女性、家庭に対してもう少し社会的、経済的に支援しようという意見が強くなっています。それは特に家庭と仕事の調和というテーマとして議論されています。英語で言うと、harmonization of family and workで、できるだけ家庭と仕事をドッキングできるように社会が何らかの経済的援助、社会的支援を提供しようという考え方からできています。

岩上 確かにデンマークでは、80年代の終わりから90年代にかけて、明確に一定の方向を打ち出したようです。それは、先ほども申しましたように、子どもの権利と家族の責任ということです。子どもは親と一緒に過ごす権利があるというものです。家族の責任とは、親は、子どもを見守る責任があるというのですが、これは、言い方を変えれば、親は子どもを見守る権利があるということのようです。

先ほどイトさんが言われた「家庭生活と職業生活の調和」プロジェクトの具体的なプログラムは、次の四つの柱からなっています。それは、①労働市場への参加と労働時間の短縮、②子どもの世話に関する親のプライオリティーの確保、③子どものニーズ



に合わせたデイケア・サービスの提供、④労働に関する新しい時間配分の定着と新しいニーズの汲み上げ、というものです。

EU諸国の中で女性の社会進出を高水準に達成し、かつ男女の平等性を政策的に押し進めてきた社会ならではの発想だと思いますね。母や父も長時間労働はよくないというのですから。家族の責任というと、日本ではすぐ、母親よ、家庭に帰れ、という発想になりがちですが、そうではなくて、経営者よ、労働者は親でもあるのだから会社に縛りつけるのはやめなさい、という発想なのです。デイケアなど、十分な社会的手当を整備したうえでの「家族の責任」であることは、強調しておく必要がありますね。



ペング プログラムをもう少し補足しますと、私は次の三つのプログラムが特に大事だと思います。そのひとつは、フレックスタイムの導入です。それは、以前のような、女性と男性の性的な役割の違いをできるだけ少なくして、ともに子育てに参加できるように政府がサポートしようという考え方から出てきています。ですから、男性も女性も仕事時間にフレキシビリティをもたせて、子育てのために一時仕事から離れる、サバティカル・プログラムを提供しています。また、最近では、男性の育児への参加、仕事の概念の見直しに特に強調されています。

もうひとつのプログラムは、子育てのためのデイオフです。例えば、男性も女性も、子どものいる人は家庭で子どもと過ごすために、1年に数日間のデイオフをとれるというものです。最後はデイケア。公立保育所の増設です。家族に仕事と家庭の調和を図るための選択をもっと提供するという目的から、最近では子育てをする親を経済的に支援しています。

さらに付け加えますと、1991年からchild packageという政策をとっています。そのポイントのひとつ

は、親がもっと子育てに参加できるようにということから、子どもの通う保育所に親が働きかけ、法律的に影響を与えることができます。例えば、保育所のプログラムに対するモニターとか、プログラムに何らかの影響を与えることができます。

もうひとつは、児童の法的保護を強めることです。以前は児童の保護のために公的に家庭に介入し、安易に子どもを施設に入所させましたが、脱施設化という考えが進み、最近では子どもを施設に入れなくて、サービスを家庭に届けるという政策が推進されています。日本の障害者や老人福祉で推進されている在宅サービスに近いと思います。

高橋 イギリスなどは、その点どうなのですか。

ペング イギリスではこの20年間に、政策の上では公助から自助タイプへの転換が見られました。この過程で、政策上いくつかのステップをとっています。1989年に児童法 (Children Act) ができました。その重要なポイントは子どもへのサポート (child support) に関する政策です。非婚の母の子ども、または離婚した家庭の子ども、離婚してひとり親家庭になった家族の子どもに対する経済的援助についての法律です。それ以前は政府がその子どもを経済的に援助したのですが、この法律によってその形が少し変わり、非婚の母の子ども、また離婚した家族の子ども、ひとり親家庭の子どもの場合も、その子どもの経済的援助は一緒に住んでいなくても親の責任であるという決定を出したのです。児童サポート機関 (Child Support Agency) を通して、一緒に住んでいない親から子どもの養育費用を徴収して、それでその子どもの経済的支援をする形になっています。

現在、イギリスでは、子どものいる全家庭の17%がひとり親家庭です。最近いくつかの問題が出てきています。この政策は、再構成家族 (reconstituted family) にとって、非常に経済的な負担となります。再婚した男性の場合、前の妻の子どもの養育費を払わなくてはならないという法律的责任があるため、

その経済的負担のため自殺してしまったというケースがいくつかでています。ですから、政治的には非常に微妙な問題です。そしてもうひとつの問題は、コミュニティーケア・プランです。去年か一昨年からスタートした家族政策のひとつで、ソーシャルサービスとケアの責任をできるだけ家族に戻すという考え方から出てきています。ほとんどの場合、老人や障害者を施設からコミュニティーに戻すという政策で、理論上は非常にいいアイデアですが、現実問題としては非常にむずかしいものです。コミュニティーに戻すといっても、結局は、ソーシャルサービスとケアの責任が家族に集中してしまうという問題があります。政府は、その代わりとなる、ケアをする家族へのサポートをあまりしていないので、結局家族政策の理念としてはソーシャルサービスとケアの責任を家族に戻してしまうということになります。

それからもうひとつは先ほど言いましたように、デンマークでは妊娠した女性に対する保護が充実しており、28週間の出産休暇をとって、子どもの世話をする権利があるわけですが、イギリスはマーストリヒト条約でソーシャル・チャーターを受け入れなかったため、そこにうたわれている最低の14週間の出産休暇の権利さえ受け入れていません。ですから、働く女性に対する母性保護、妊娠したときの保護、出産後の仕事に対する保護は法律上全くありません。

個人のウェルビーイングを基盤にすえた支援

高橋 EU諸国では、各国の伝統、文化や宗教の違いがあり、さらに経済事情もあって、なかなか共同歩調はむずかしい面があるようですね。ただ、EU諸国は一定のガイドラインに従ってこれから進んでいこうとしているわけで、EUとしてのファミリーサポートのモデルとしては、どのようなものが考えられているのでしょうか。

ペング 最初に考えなければならないのは、EUはこの数十年間に個人のライフスタイルの多様化を前

提にした政策を推進してきている、ということです。EU諸国内では離婚率の増加、非婚の母の出産の増加が非常に目立っていて、いまでは家族という概念が次第にあいまいになってきています。ですから、ファミリーサポートのモデルを考える際に、まず第一に考えなくてはならないのは、家族とは何かということをはっきりさせなくてはいけない、ということです。現在は家族という概念が以前のように夫婦、または二人の親と子どもという考え方から、家族と



はあるライフスタイルの形という考え方によって変わってきています。ですから、ファミリーサポートのモデルを考える場合は、ライフスタイル・モデルと考えたほうがいいと思います。

岩上 家族モデル自体が多様化している点は日本でも同じだと思います。とりわけ、核家族のようなある特定のタイプだけが想定され、他のタイプが排除されるようなことは、理念からも実態からも避けられるべきだという考え方が強くなっています。画一的な家族モデルが想定されるのではなく、どのようなライフスタイルであれ、個人のウェルビーイングを基盤にすえた支援が柔軟に行われることが目指されていくべきでしょうね。

ペング 家族をひとつのユニットとしてとらえないでライフスタイルと考え、状況によっては形が変わるものであるということを前提とすると、ファミリーサポートは、最終的には個人への支援という方向に向かっていくことになると思います。子ども、女性、親、それぞれへの支援として考えたほうがいいのかと思います。つまり、経済的、社会的ニーズと社会参加を保障するために必要なプログラムを家族の状況に合わせて提供する、ということになると思います。

家族の形はどのようなものであれ、例えば子どもには児童手当という形で子どもを支援する形、母親

には母親が労働市場に参加できるような形での支援、働く父親には子育ての時間をとれるような形での父親への支援、家族内の一人ずつをターゲットにする方向に行くのではないかと、私は思います。

高橋 確かに、国際家族年の原則でも、「家族は、個々の好みや、社会の条件によって多様である。ゆえに、国際家族年は多様な家族のニーズのすべてに応じるものでなければならない」と国際連合総会で決議しています。ある固定した家族モデルではなく、多様な個人のライフスタイルを前提に、その個人のウェルビーイングを促進することが日本でも積極的に議論されたら、と考えます。

岩上 日本では伝統的な家の考え方がまだ根強くあって、家族をまとまりのよい集団として考えがちですが、現実には家族の集団性は非常にあいまいになってきています。離婚や再婚による家族の組み替えもおこっていますし、親が二人とは限りません。また、日本では血縁主義もまだ根強く、実の親子の関係だけが強調されますが、幅広く家族をとらえるならば、養子の家族や里親里子の家族など、いろいろな家族のあり方が考えられます。

先ほどドイトさんも指摘されましたが、現代においては、家族とは固定化されたユニットというよりも選び取られるライフスタイルであって、その意味でこれからの日本のファミリーサポートのモデルも、

資生堂社会福祉事業財団に 国連表彰

昨年発行の当誌35号で、「家族と子どもを支える理念と制度」を特集テーマに、国際家族年を取り上げましたが、その事前の啓発活動が評価され、当財団はこのほど国連「国際家族年」事務局より表彰されました。



EUで見られるように多様なライフスタイルを受容し、それを前提とするものによって変わっていくことが必要になっています。もっとも、日本ではまだ性別分業意識も強いですし、夫婦別姓というだけでもないと思う人が多いのが現状ですから、この点に関しては前途遼遠という感も否めませんが……。

ペング 最近非常に問題になっているのがひとり親家庭への支援策です。ご存知のようにEU諸国では、この数十年の間にひとり親家族の増加が目立っています。現在、EU諸国の中でイギリス、デンマーク、フランス、オランダではひとり親家庭が15%以上を占めています。もはや、ひとり親家庭もライフスタイルの一形態としてnormal family、つまり普通の家庭として受け入れられています。ほとんどの場合、ひとり親家庭とは母子家庭を指し、その80%を占めています。しかし、経済的な問題があり、このことがファミリーサポートの大きなテーマです。

これからの家族のゆくえをどうみるか

高橋 さて、EUのファミリーサポートモデルが多様なライフスタイルを前提としているというお話でしたが、これからの家族のゆくえについては、どのような考えをおもちですか。

ペング 私は、EUにおけるこれからの家族のゆくえはおそらく個人化と経済的な必要性がドッキングして、いまとほぼ同じような現象を続けるのではないかと思います。もう少し詳しく言うと、社会的に個人化がだんだん強まるでしょうが、それは例えば、社会的な現象としては非婚の母の増加とか離婚を促進すると思います。その反面、子育ての経済的な負担を考えて、個人はできるだけパートナーシップを形成しようとするのではないかと思います。ですから、たとえ離婚率や非婚の母の出産率が高まるとしても、経済的な観点からいって、これ以上大きく増加するということはないと思います。

その代わりに、今後は再構成家族、つまり一度離婚

してあるパートナーから次のパートナーにいくというようなライフスタイルが増加するのではないかと思います。ですから、今後は新しくつくられた再構成家族における家族の機能などに関する問題が顕在化してくるのではないのでしょうか。例えば、再構成家族における子どもの虐待やストレスといったような問題が予測できます。

岩上 確かに、個人化は進むと思いますが、同時に連帯の発想も強調されてくるでしょう。日本では、ケアや経済的な問題などで、親族の支援に頼る傾向がありますが、頼るべき親族が近くにいない場合も多く、一方では親族には頼りたくないと考える人たちもでてきました。団塊の世代以降の人たちは、自主的、選択的なネットワークを形成して、互いの子育てを支援し合うということもみられるようになりました。こうした動きは、これからもっと活発になっていくだろうと思われれます。

いずれにせよ、個を尊重しながら、過度に依存し過ぎない責任のある関係をつくっていくことは、家族の内でも外でも進んでいくでしょうね。

ペング もうひとつは、EU諸国でもやはり日本のように高齢化が続いていますので、これからは、高齢者家族、高齢者のひとり住まいが増加するでしょう。特にイギリスでは、コミュニティーケアを推進していますから、これからの家族サポートシステムは、このような高齢者に対するケアやサポートをだんだん家庭内で対応する方向にいくと思います。しかし、ここで考えなければいけないことは、女性の労働市場への参加と同時に、家庭内ケアに対する女性の責任が重くなってくるでしょうから、この二つの間の矛盾を解決するために、政府が果してどのような政策をつくるかが問題になると思います。

岩上 おっしゃるとおりです。子育てに関しては、母親だけの問題ではないという認識が、徐々にではありますが、日本でも浸透してきています。しかし、高齢者の介護となると、日本ではまだまだもっぱら

女性の問題ですね。イギリスは軌道修正しつつあるようですが、EU諸国では、高齢者の介護は社会の役割とする基本的なコンセンサスができてあがっています。その点、性別分業規範が根強く、さらに直系家族の伝統をもつ日本では、女性のウェルビーイングと家族責任の問題の深刻さは、EU諸国の比ではないと思います。

国際家族年の意義と家族政策の展望

岩上 すでにお話ししたように、EUでは子育て支援を含めたファミリーサポートは、男女の平等性の促進、とりわけ労働市場への女性の参加の問題から徐々に蓄積されてきたといういきさつがあります。もちろん、個人の尊重や人権への配慮が基本的な理念としてあることを前提とした上ですが…。その意味では、EUの家族支援策は、「家族」政策ではなく、社会システム全体にかかわる諸政策の総体だといえます。国際家族年の意義は、そうしたことの確認にあるのではないのでしょうか。日本ではややもすると、「家族」の保全と受け取られがちですが、家族をつくっている一人ひとりの個人のウェルビーイングの保障にこそ、家族年の意義を求めたいと思います。

高橋 まさに岩上さんのご指摘の通りです。日本では、昔はよかった、「現在の若い母親は！」と、過去の郷愁に帰りがちです。また、家族の大切さのみ強調され、家族の中の構成員一人ひとりのウェルビーイングが無視されがちです。1980年に大平内閣が掲げた「家庭基盤充実構想」が、結果として「女性よ家庭に帰れ」という世論につながったことを歴史的な教訓として忘れてはいけません。国際連合総会が1989年に決議した国際家族年の原則は、家庭基盤充実構想とは全く逆な理念でもあるということですね。岩上さん、ペングさん今日は、大変興味深いお話ありがとうございました。これからも、EUの動向に注目しながら、今後の日本の家族政策のあり方を考えていきたいと思っています。

〈ドイツ〉 子どものいない個人主義社会?

デュッセルドルフ大学 教授 ^{まえ}前 ^こみち子

シングル世帯50%以上の時代到来?

ドイツでも近年、日本と同じように、家族の現状、動向について激しい議論が交わされている。三世代家族どころか、核家族さえ減少し、シングル世帯や非婚者世帯などが増えつつあることに憂慮の念がもたれ、新聞、雑誌にも「家族一死に絶える種族?」、「圧倒的少数派一家族」、「ドイツ人は子どもをもちたがらない」などという見出しが目立つ。大都市では何人もの子どもがいる家族は、例外である。

ミュンヘンでは二人以上子どもがいる家族は市民の4%にすぎず、またベルリンではシングルや子ども一人のシングルペアレントが市民の35%を占めている。90年代半ばには、50%以上がシングル世帯になると予想されている。結婚する人の数は減り、離婚数は婚姻数の3分の1にのぼっている。出生率は、統一前にすでにイタリアに次いで最下位であった旧西ドイツに、統一後の生活不安から旧西ドイツを下回る出生率を記録した東の新5州が加わって、出生率1.4と低い。ドイツでは家族社会は崩壊してしまい、シングルばかりの個人主義社会になりつつあるのだろうか。

さまざまに展開される家族優遇措置

ドイツでは基本法（憲法）の第6条で、家族が国家の特別な保護を受けることを保障しているのをはじめとして、従来さまざまな家族政策が行われてき

た。子どものいる家族には、間接的な税制上の優遇措置と直接的な援助（児童手当と育児手当など）の二重システムによって負担が軽減されるよう考慮されている。

1992年から児童手当は、第一子に対し月額70マルク（約4,500円）、第二子に130マルク、第三子に220マルク、第四子以上にはそれぞれ240マルクが与えられる。高収入の親の場合には1993年からは第二子に70マルクまで、第三子からは140マルクまで支給されることになっている。所得税に対しては、1992年から年間4,104マルクの児童控除額が認められている。収入が低い両親のためには、1993年から児童付加金が与えられている。その額は子ども一人につき、月額65マルクである。10歳以下の子どもの二人以上いる夫婦（シングルペアレントでは一人以上）には、家事手伝いを雇い入れるための費用に対し月額12,000マルクを控除している。このほかに、家賃補助金やアパート、家の購入や建設の際の貸し付け金が受けられるなどの特典がある。共働きの夫婦の所得税は一人ひとりにはかからず、二分二乗方式をとることができ、夫婦の収入の差が大きいとき有利な税法となっている。

現在ドイツでは、母親か父親が職場保障のある無給の育児休暇を3年間とることができ（その際、週19時間以下の仕事をする事が認められている）、そのうち2年間は月額600マルクの育児手当が支給され

る。これはすべての母親、または育児を担当していれば父親、継母、継父、あるいは親権のある祖母、祖父でも支給される。育児のため職業につけなかった女性たちのために、育児期間（1992年以後生まれた子どもからは3年間は年金加入期間として、全体で10年間）が老齢年金に加算される。

ドイツの家族観と家族の実際

(1) 経済的負担の大きい子育て

このような家族優遇措置にもかかわらず、出生率や家族形成にあまり効果が見られないのは、どこに理由があるのだろうか。ひとつには、子どもの教育が、現行の家族優遇措置では追いつかないほど経済的負担が大きいことである。ドイツでは、どの社会層に属しているかは、職業の種類と収入によって決まり、職種による収入の差が非常に大きい。にもかかわらず、子どもの数が職種による（家族一人当たりについて計算した）収入の差を逆転させてしまうという統計上の計算が出ている。失業と並んで子どもがいることが、今日のドイツでは貧困化と負債の危険を招きやすい要因となっている。

シングルマザーの場合は、特にこれがひどい。1992年には、シングルペアレントの半分以上が課税限度以下の収入しかなかった。シングルペアレントは、西で子どもがいる家族の6分の1、東では4分の1にもなっている。国家のこれまでの子どものいる家族に対する負担均衡化政策は、シングルペアレントや、子どもの多い家族が生活保護に頼らなければならなくなるのを防ぐことができなかった。現在生活保護を受けている人の数はおよそ460万人、子どもたちでは100万人になる。1993年には生活保護を受けている人全体の20%がシングルマザーである。連邦家族省大臣は、子どもをもつ家族と独身者の経済的負担の不均衡を緩和する解決策のひとつとして、す

でに高率の所得税を払っている独身者に、さらに独身者税をかけることを提案したが、反対は大きく、実現の見通しはない。

(2) 幼児教育観を反映する保育施設数

しかもドイツでは、ほかの西洋諸国や日本に比べても、保育施設が非常に少ない。これも働く女性や、シングルペアレントの生活を困難にしている理由のひとつである。1991年、西では全保育施設のうち、3歳未満の子どもの保育施設が3%（東では77%）、3歳以上6歳までの子どもの幼稚園は69%（東では97%）となっている。1990年には、すべての子どもたちに幼稚園を保障する児童・青少年援助法が可決され、地方自治体は1996年までの実現を義務づけられている。

保育施設が少ないことは家庭と仕事の両立を困難にし、職業をもつ若い女性に子どもをもつことをためらわせる理由のひとつになっている。けれども、保育施設の設立があまり進まなかった事情には、ドイツ人の幼児教育、ひいては家族そのものについての考え方が影響している。ここでは連邦女性・青少年省の委託によって1993年に行われたアンケート調査（IPOS-調査）をもとに、この問題を考えてみたい。

このアンケートによると、東の職業についている母親の8割と、ついていない母親の6割が子どもを幼稚園、あるいは保育所に入れているが、西では職業についている母親で6割、ついていない母親で4割と低い。誰が幼い子どもの世話をすべきかについては、西でも東でも一応3分の2近くが父親と母親の両方と答えているものの、3分の1は母親と答えており、1991年の調査結果と変わらず、役割分担意識が強い。幼稚園入園前の幼児が保育所等の家庭以外の施設に預けられることに害があるかないか、という質問について、西では（女性、男性とも）63

%が「害がある」と答えている。東ではこれに対し、41%（女性では38%）が「害がある」と答えており、6歳以下の子どもがいる母親の場合には「害がない」が67%になっている。全日制の幼稚園についても、西では47%（女性50%）が「害がある」と答え、「子どもの発達をうながす」と答えている人は25%にすぎない。これに対し、東では14%が「害がある」、66%は「発達をうながす」となっている。西では特に、子どもを幼稚園に通わせている母親たちが批判的で、「害がある」と見ている率が高い（59%）のに対し、東では子どもが幼稚園へ行っている回答者に「害がある」と答える人が少なく（8%）、「発達をうながす」と答える人が多い（70%）。

これによって、西と東の人の幼児教育についての立場の違いがはっきりする。それと同時に、特に西のドイツ人が、幼稚園、特に保育施設に対して一般に不信感が強いことがわかる。統一前、東ドイツでは、全日制的の保育所、幼稚園はもちろん、学童保育設備も整っており、必要を満たしていた。イデオロギー教育や、幼い子どもに対する分刻みの時間割について、また教育の質についても批判はあったが、とにかく女性が問題なく、子どもを育てられる施設が完備していた。特に子どもを預けている母親たちにこれら施設への信頼感が高いことから、実際の経験が不信感を取り除く結果になったと見られる。西のドイツ人の場合には逆に、(ナチ時代の青少年教育からの歴史的経験を踏まえ) 東ドイツでの集団主義教育に対する嫌悪感と批判が、国家の幼児教育への介入に反発させる結果につながっていた。この否定的な要因がある一方、保育施設が発達しなかった別の要因としては、ドイツ人の家族主義がある。

(3) シングル化の現実と底流にある家族観

たしかにドイツ社会では、シングル化が進んでいる。が、家族生活の実態が単に世帯統計や、その解

釈だけによらず、実際にドイツ人がどんな家族・親族関係のなかで生活しているかを詳しく調べてみると以外な結果が出てくる。ドイツ青少年研究所は連邦家族省の委託で、1988年に18歳から55歳までのおよそ1万人を対象に詳細な調査を行った。家族の実態が、人は誰と個人的に重要な話をするか、誰といっしょに規則的に食事をするか、誰と余暇を過ごすか、誰に対し感情的なつながりをもっており、誰と金銭の貸し借りができるかなどの点を中心に調べられた。その結果ドイツ人は、非婚者など個人主義的な生活をしている人たちでも、家族とのつながりを大切にし、家族が生活のなかで大きな役割を占めていることがはっきり示された。

ドイツは個人主義的な社会で、子どもが生きにくい社会だとはよく聞かれる批判であるが、実際に子どもをもちたがらない人は少ない。1993年のアンケートでも、子どもがほしくないと答えたのは、35歳以下の男性では東も西も14%、35歳以下の女性では、西で8%、東で5%であった。一般に結婚年齢が高いドイツでは、教育度が高くなるほど(これは特に、教育期間が非常に長いことを意味する)、家庭をもつ時期が遅れ、実際に生まれる子どもの数が少なくなる。

シングル世帯の数は増加しているが、これがどの程度長期の生活形態なのか判断するのは難しい。若い人たちのほとんどすべてが結婚前に同棲しているが、そのうちのほんの一部がこれを永久的な、結婚に代わる生活スタイルとしてとらえている。非婚者世帯は増え、非婚者の家族形成はこの20年間に2倍以上に増えた。だが非婚世帯でも子どもができると結婚する人が多い。1988年の調査によると、すべての年齢を通して80%以上の親は結婚している。子どもがいて非婚の両親は、20代では10%いるものの、30代以上ではほとんどいない。また離婚が増えてい

るようでも、両親が離婚した子どもたちは割合少なく、全体の7%、就学年齢以下の子どもたちではおよそ3%、10歳以上の子どもの場合にはおよそ9%となっている。未成年の子どもたちの87%は、離別、離婚などの家族の崩壊を経験していない。また離婚などによってシングルペアレントになった場合にも、再婚によってまた両親と子どもという親子関係が再形成される場合が多い。家庭以外の生活の場で育つ12歳以下の子どもたちの率は1%と非常に低い。家族以外の施設で、または養子関係がないまま他人に育てられる子どもはまれであり、いかに親子からなる家族という関係が重視され、子どもは親が育てるものという考え方が強いかを示している。

以前女性が職業と家庭生活を両立できたドイツの東の地域では、1992年でも非婚の母親から生まれた子どもの割合は42%と多く、東ベルリンでは二人に一人の割合であった。旧東ドイツでは、婚外子に対する法的差別扱いは一切なかった。西では婚外子の場合、親権は母親だけにあり、いっしょに暮らしている父親でも親権はなく、両親共同の親権も認められていない。東と違って、西では婚外子には父親に対する相続権もない（東の婚外子には統一後もこの相続権は継承された）。この非婚の父親と婚外子の法的差別のため、子どもができた場合、結婚するシングルペアレントも多い。1994年7月には、この差別をなくすための法案が、法務大臣によって提出された。

(4) 革命後の家族の進む道

現在の形での家族擁護の法的前提が是正された場合に、家族の形はどう変わっていくだろうか。今のところの結論では、ドイツではシングル化が進んでいる一方、家族をみるとまだ核家族形態が優勢で、家族主義といっているほど家族の人間関係が重視されている。ここでの家族主義は個人主義の一面である。この個人主義的な価値観が強いだけに、家庭を

補う意味での教育機関は認めるが、それ以上の国家の干渉については批判的である。このことは学校制度についてもいえる。ドイツでは、学校は一般にすべて半日制で給食もないため、低学年では特に母親に負担がかかるにもかかわらず、ドイツ人はこの学校制度を変えたがらない。

自分の意志で子どもをもたない人たちの場合にも、単に高い生活水準を維持するためだけというよりも、子どもをもつなら責任をもって育てなければならぬという考え方が背後にあることから、ここにも親の責任感、あるいは子どもの重視があるといえる。そのため子どもがいる限り、家族は結婚した両親と子どもという形が多く、まだそれほど多様性は認められない。多様化した点は、一人ひとりが人生のさまざまな時期にいろいろな生活形態を経験するということや、子どもがいない場合のパートナー関係と、その生活スタイルの変化にあるといえよう。

東の市民にとって、革命以前には生活の中心であった家族は、いま大きな変化を強いられている。困難な転換期のため、一方で家族解体の危機がある。生活不安のため出生率は3分の1に減り、女性たちは職を得るため、避妊手術までするなど悲惨な状況が見られる。その一方では、シングルマザーの生活が難しくなり、失業のため伝統的な主婦婚が増えつつある。

女性に職業か子どもかを選ばせる社会は、子どもにとっても大人にとっても生きやすい社会ではない。旧東ドイツで家庭と職業の両立が当然となっていた女性たちの意識が、両性にとって両立可能な新しい社会へ向けての起動力となっていくことが望まれる。男性も以前よりは家事や育児にかかわるようになったものの、西でも東でも、まだ性別役割分担意識が強い。そのためドイツでも、なによりも男性の側により大きな意識改革が必要とされている。

〈ケニア〉 増加する母子家庭

サイディアフラハの会 コーディネーター あらかわかつみ
荒川勝巳

民族と歴史

私はケニアの首都ナイロビ近郊でソーシャルワーカーとして貧困家庭に接し、あまりにも母子家庭が多いのに驚いた。同僚のケニア人や母親本人に尋ねても、要領を得た答えが返ってこない。図書館でもそれに関する適当な本は見当たらない。ここでは、参考資料を片手に、ケニアの母子家庭について考えてみたいが、まずその民族と歴史を見てみよう。

ケニアの総人口は2,200万人で、50の黒人民族が存在する。500万人にも及ぶ民族がある一方で、数百人しかいない少数民族までおり、独自の文化・言語を持っている。しかもその他にインド・パキスタン系、アラブ系、西欧系の民族も住みついている。そして黒人民族のマサイ人のようにタンザニア国にまたがって、ルオ人のようにウガンダ国にまたがって、またソマリ人のようにソマリア国にまたがって住む民族もある。

これは、国境が黒人民族によって自発的に定められたものではなく、19世紀後半、西欧列強国が彼らの都合で黒人民族居住地域を無視して定め、アフリカ大陸を分断したために起こったことである。したがって、ケニアは他の東アフリカ諸国と密接につながっており、ケニアの歴史を考えることは、東アフリカの歴史を考えることにもなる。

東アフリカ海岸地方は、西暦60年頃のアラ

ブの文献によると、そのころすでに貿易していたことが知られる。しかし、内陸部の歴史については、19世紀前半に始まる西欧人による内陸部探検以前は、アフリカの黒人が独自の文字を持っていなかったため、古老による「言い伝え」を調べるより方法がなく、詳しく知られていない。一時西欧人により、アフリカが「暗黒大陸」と言われていたのはこのため、当時の西欧人の無理解がそう言わせていたのである。西欧諸国は20世紀初頭までに、黒人民族との戦闘で彼らを農耕地から追い払い、そこに西欧人入植者を入れ植民地体制を整えていった。第二次世界大戦後は民族主義が台頭し、独立闘争によって、1960年代東アフリカのウガンダ、ケニア、タンザニアなどは次々と独立していった。



国名のケニアはキクユ語で「白い山」を意味する。面積は日本の約1.5倍、58万367km²。

ケニアは独立後、1970年代まで経済の高度成長期に入る。しかしその後、低成長あるいはマイナス成長期へと移行する。1986年には失業率30%となり、一握りの富める者と人口の大半を占める貧しい者との経済格差は開くばかりである。政治のほうでは、独立後一党制が定着していたが、1989年のソ連邦崩壊とともに複数政党制の機運が高まり、1991年複数政党制となる。それとともに民族主義的な考え方も再燃し、黒人民族間闘争が起こって、多数の死者を出している。同時期に3年越しの飢饉に見舞われ、経済が落ち込み、今日に至る。

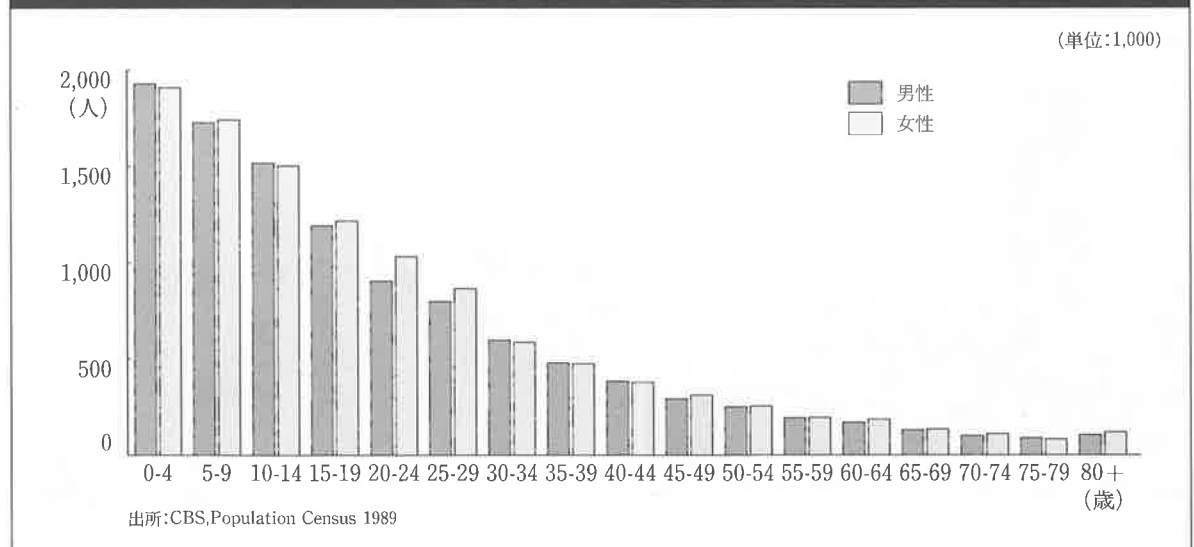
人口増と母子家庭

さて、母子家庭が多い原因の一つとしてまず考えられるのは、欧米諸国におけるフェミニズムの影響である。1985年、ナイロビで国際女性会議が開かれた。これを機に、女性人権運動はケニアでも盛んになってきている。1992年の国会議員総選挙で、全国会議員193名中、女性議員は前回の3名から一挙に8名に増えた。さらに、これまで女性にはなかった遺産相続権を認めさせようという動きもでてきている。

ただケニアは失業率が高いので、安定した職をもっている女性はまだまだ少なく、経済的自立が根底に求められるフェミニズムは、一部エリート女性の強力な支持を得ているだけで、大多数を占める経済的基盤の弱い女性たちには深く浸透していないようである。それに、母子家庭は国際女性会議以前にも多数存在していた。このようなことから、母子家庭が多い原因として、フェミニズムの影響は考えにくい。

次に考えられるのは、アフリカ黒人民族の人口構成比において男性が女性より少ないということである。一般的に以前は医療体制の不備から、乳幼児期の男児の死亡率が女児より高かった。そのうえ民族抗争による成人男性の死亡で、男女比が崩れたと言われている。しかし、図1.の統計で見ると、その数において男女差はそれほど見られない。それよりも注目すべきは、世代間差の開きの大きさで、年齢が下がるほど急に人口が増えていることである。ケニアの男性の結婚適齢期が高いことを考えると、適齢期の女性の人口は男性に比べてずっと多いことになる。

図1. 性別、年齢(5歳階級)別人口



このような世代間差の激しさは、5歳以下の死亡率の低下(1948年1,000名中260名、1989年105名)と、平均寿命の伸長(1948年35歳、1989年59歳)によって、世界トップレベルと言われるようになった人口増加をもたらしたものである。人口の増加は、独立以前から見られる農業生産性の向上と、独立後の医療体制の整備による病死の減少による。政府は近年、人口増加に危機感を持ち、人口抑制策をとっている。一人の母親が産む子どもの数は1948年6.7名、1979年7.9名、1989年6.7名となり、1993年にはさらに減少しているが、人口増が死亡数をはるかに上回るので、当分この傾向は続くと思われている。

これらのことから、人口増による男女適齢期の人口差が現代の母子家庭成立に大きくかかわっていると考えられる。

伝統的家族の中の母と子

ケニアの伝統的な家族は父系家族である。家長である一人の男性とその兄弟たち、孫息子たち、それにそれぞれ一人か複数の妻とその子どもたち、といった三世代、四世代から成る大家族である。このような人間関係のなかで、夫は複数の妻をもつため、

一人の妻とその子どもたちだけに愛情を注ぐことは不可能である。またその妻と子どもたちにしても、他の妻や子どもたちに夫や父を取られたという意識が働くので、夫や父、他の妻や子どもたちに気を許しにくい。それだけに母と子どもとの愛情は深くなり、結び付きも強くなる。例えば、政治犯釈放運動で抗議デモの先頭に立って激しく動き回るのは、常に政治犯の母親たちである。父親は出てこない。横暴で知られるバスの車掌(男)は老婦人に対するかぎり、ナイトのようにやさしくなる、という事実からもわかる。

しかも、子どもの死亡率が高かったこともあって、子どもを多く産み育てあげることが、妻の大切な役目となる。このため、子どもを多く産み育てている女性は他の人々から尊敬される。最近ナイロビの街角で、母親が乳児を抱え座り込み、幼児をはべらしている路上母子をよくみかけるが、この姿は人々の哀れみを誘い、「おめぐみ」の対象としては絶好のものである。しかし、その母親本人にとって、子どもは商売の道具というよりは、彼女が他人から尊敬されるべき人間であるという印しであり、彼女自身が生きるための存在理由であると考えたほうがよいの



▲近代建築のビルが立ち並ぶ首都ナイロビ



(共同通信社) ▲放牧の牛を背にした「貧しい子どもの保育所」の子どもたち

ではないだろうか。それは彼女たちの卑屈でない態度からもうかがうことができる。

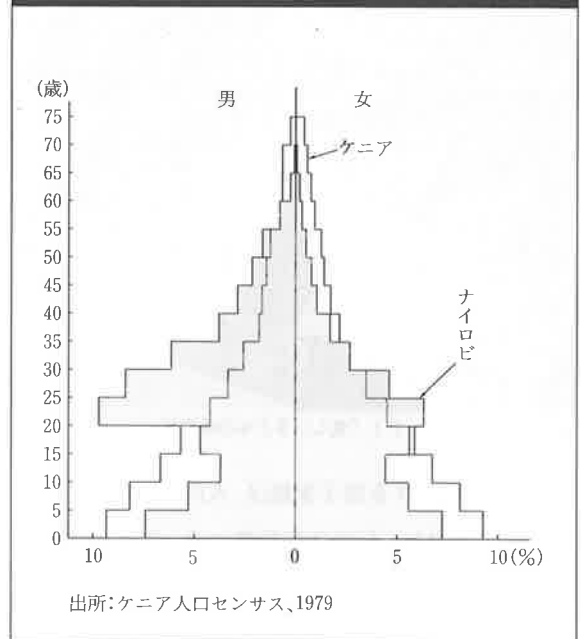
町と母子家庭

ケニアには各地域にそれぞれ黒人民族ごとに住む居住地がある。そこはその民族が長年住んでいる土地で、今でも伝統的な生活様式が色濃く残されている。しかし、同じ地域内でも町となると話は別で、さまざまな民族が入り込んできている。例えば、商人、役人に多いキクユ人、先生に多いルオ人などはどんなにひなびた町でも見かける。このような町では、村落部に比べ伝統的な生活様式、家族形態が失われてきている。異民族間のカップル、核家族、そして母子家庭などが見られる。ことに現在百数十万の人口を擁するナイロビでは、ケニア内に住むほとんどすべての民族を見ることができ、その傾向が一層強い。

ナイロビは赤道のすぐそばにあるにもかかわらず、海拔1,700mの内陸部に位置するため、それほど暑くなく、一年中日本の初夏のような陽気である。年2度の雨期で2,000mm程度の雨が降り、強い太陽光線の中、草木の緑が輝いている。その中心には近代的高層ビルが建ち並び、通りにはスーツに身を包んだビジネスマンたちが忙しく行き来している。この中心から西のほうへは、裕福な黒人層と西欧人の豪邸が連なり、東のほうはインド人の多く住む下町をはさんで、黒人貧困層の小さな家がびっしりと軒を連ねている。

1969年の統計によると、当時のナイロビの人口約50万人のうち、ナイロビで出生したのは当時でさえわずか4分の1にすぎない。残りはそれ以外の土地で生れ、職を求めて上京した人々である。人口の増加は限りある耕地面積では賄いきれないほどになり、それと同時に農村にまで貨幣経済が入り込み、人々

図2. ケニア、ナイロビの人口構成



はより多くの現金を手にしやすい都会へと押し出されてくるのである(図2、参照)。

このうち男性は土地や家などの遺産相続権があるので、妻子、家族、田畑を田舎に残した出稼ぎになりやすい。これに比べ、女性は遺産相続権がなく、特に未婚・離婚の女性は家族内の権力に縛られることもないので、はじめからナイロビに住みつことが目的となる。しかし、男性とてなかなか仕事が見つからないのに、女性が仕事をみつけるのは困難を極める。そこで彼女たちは出稼ぎ男性の現地妻となり、糧を得るケースが多い。伝統的に一夫多妻なこともあり、他の人々から非難されることはない。

しかし、出稼ぎ男性は職を求めて各地を転々とするので、夫婦関係が長続きすることは少ない。夫に去られた彼女たちは別の男性を受け入れることになる。しかも、先に述べたように、子どもを多く産み育てることが良い妻であるという伝統的な家族観によって、子どもを産み続ける。そして結果的に、彼女たちは母子家庭をつくることになってしまう。つま



▲NGOのプロジェクト「貧しい子どもの保育所」

り、ケニアにおける母子家庭は、人口増加による人々の町への集中と、伝統的家族観に立った家族形態の一種であると考えられる。

私が所属しているNGOのプロジェクトの「貧しい子どもの保育所」を例にとってみる。この保育所のあるナイロビ近郊の村はナイロビと異なり、雨は少ない。雨期に草がいっせいに芽吹く以外は乾燥しきって、アカシアなどの灌木が少々生えているだけで、農業には不向きな土地である。遊牧民族のマサイ人たちが牛や山羊の群れを追って平原を移動していく姿がほうぼうで見られる。しかし、最近政府が中心となって、こんな牧歌的な村周辺に、ナイロビで手狭になった工場地帯に代わって新しい工場地帯をつくり始めている。そのため、建設・工場労働者が全国からどんどん集まってきている。

保育所は昨年開いたばかりであるうえに、予算の関係から、18名の子ども（12家族）しかまだ受け入れていない。この12家族のうち母子家庭は6家族を数える。近頃はケニア経済が落ち込んだことにより、社会の底辺にいるこれらの母子家庭はその存立を脅かされている。この母親たちは牛追い、野菜の行商、どぶろく作りと販売、露天商などをして、なんとか食いつないでいる。その子どもたちの中には、その

日のための食べ物にも困り、村の中心部へ食べ物をあさりに出かける者もいる。

婦人グループの活動

ケニアのラジオや新聞にほとんど毎日でてくるのが「どことこの学校に大統領以下、政府役人と民間人の寄付で校舎を建てる」という報道である。これは少ない政府予算をカバーするため、民間人の寄付によって公共施設をつくらうという、独立後にできた重要政策の一つである。この民間主導の考え方は、ケニア人、外国人によるNGOや婦人グループの活動を促している。

婦人グループは1991年に確認されているだけでも23,614にのぼり、NGOの支援を受けているものもある。伝統的に村の近所の女性たちは共同して農作業をしていたことから、婦人グループはこれの発展したものと思われる。グループの活動は、農牧業、商業、手工業、社会福祉など多岐に及んでいる。しかし、母子家庭はこういうグループからも、貧しすぎる、病気を他の子どもにうつすなどの理由により疎外されがちである。ただ、ナイロビのスラムには母子家庭でもNGOの力を借りて、整備された婦人グループを組織し、安定した生活を営む例も見られる。母子家庭が増えていく傾向にある現在、これらの母子家庭グループの活動は注目に値する。

*参考文献

- (1) GOVERNMENT OF KENYA AND UNITED NATIONS CHILDREN'S FUND: CHILDREN AND WOMEN IN KENYA, A SITUATION ANALYSIS 1992
- (2) 吉田洋子：『世界の児童と母性』Vol.36, 1994-4
- (3) 日野舜也編：『アフリカの文化と社会』頸草書房、1992
- (4) 宮本正興・岡倉登志編：『アフリカ世界』世界思想社、1984

〈ロシア〉

家庭の変遷

—家父長主義をめぐる—

みず たに くに こ
 芦屋大学 教授 水谷邦子

ロシアにおける家族、家庭のあり方やその運命を歴史的に考えてみると、この国の劇的な変化とともに、それらも大きく変化していったことがわかる。本稿では、1917年以前の帝政時代、十月革命後のソ連邦時代、そしてソ連邦消滅後の時代に分けて、家庭の特徴と変化を概観してみよう。

革命前のロシア——家父長制的農民家族の伝統

ロシアでは、1917年以前は経済構造上は依然として農村人口が8割以上を占める農業国であった。農村においては、強力な権力と権威を有する家長を中心とした大家族制が典型的な家族形態であった。14%を占める労働者、また資本家、官吏、軍人、知識人の家族においても、家父長的農民家族の伝統が濃厚に生きていた。家長は父親として、また夫としてすべてを采配し、決定した。この家父長主義の精神を典型的に示しているのが、15、6世紀に書かれた『ドモストロイ（家庭訓）』である。⁽¹⁾

『ドモストロイ』においては、子は父母に、妻は夫に完全に服従するよう求められており、親子関係や家庭の管理運営に関し、微に入り細にわたって指示されており、この精神は脈々と十月革命まで続いたのだ。例えば、「子は頻繁に笞で打ち据え、脅かしながら育てよ。打つことによって体を健康にし、魂を救うのだ。」とあるが、これはゴーリキーが『幼年時代』で描いた世界に他ならない。祖父は幼いゴーリキーを木の枝で気絶するまで鞭打ち、ついに発病した孫に、「身内から打たれるのは侮辱じゃなくて

教訓なんだ。」と言う。

帝政ロシアの家族法規範においても、家長の同意なき結婚は禁止されたし、子は親に対し敬愛と服従の義務があり、妻は愛と尊敬と無限の従順さをもって夫につかえなければならぬとされていた。

ロシアの家父長制の性格は、日本をはじめとするアジア諸国の儒教倫理やイスラム諸国のコーランの教えに基づく家父長制と必ずしも同じではない。ロシアのそれは倫理的というより、厳しく野蛮な自然環境、社会環境の中で、秩序を保つためという実際の必要から要請されたものだ。ロシア人は、対人関係で縛られているアジア人と異なり、感情の赴くまま放縦に行動し、アナーキーな状態に陥る傾向が強いため、物理的な力と絶対的権威でもって秩序を保つ必要があったのだ。ロシアにおける家族内の人間関係は、ドストエフスキーが『カラマゾフの兄弟』の中で、チャーホフが『百姓たち』の中で、ゴーリキーが『幼年時代』の中で描いたように、愛憎ともに自然的な激しさと奔放さを有しており、それがまた、より強い統率力を要請したのである。

今世紀初めのロシアでは、非権威主義的な自由主義思想も知識人層に広がり始め、またストルイビン改革によって中産階級的な、あるいは市民社会的なモラルも生まれようとしていたが、それが社会に広く根づく条件には恵まれなかった。

社会主義革命と新しい家庭観

1917年、十月革命によって共産党政権が成立し、

政治、経済、社会のすべての面を改革しようとした。因襲的な家族や家庭のあり方も厳しい批判にさらされた。マルクス主義の家庭観は、エンゲルスが『家族・私有財産および国家の起源』で述べているように、私有財産制の止揚によって、「女の公然の、またはかくされた家内奴隷制」と、「男の公然の、或るいはかくされた一夫多妻制」が打ち破られるとした。⁽²⁾ たしかに、革命後は、男女は平等に自由意志で誰の許可をも得ないで、ザクス（戸籍登録所）に登録するだけで、結婚もできるようになった。同時に離婚も夫婦の一方の意志で自由にできるようになった。⁽³⁾

共産主義者たちは、家庭を古い因襲的モラルや伝統的文化を温存する場とみなし、新しい革命思想を国民に教育する障害とみなした。エンゲルスは、生産手段が共同所有に移行すれば、個別の家族は社会の経済的単位たることをやめ、私的な家政は社会的産業になるとし、子どもの扶養と教育は、公的機関、社会が面倒を看ると書いている。⁽⁴⁾ ソ連政権下では、急進的な人たちは、共産主義の社会では家事は社会化され、子どもの養育、教育は国家が行うから、家族はもはや必要ではないとさえ説いた。⁽⁵⁾ しかしこのような考え方は、共産主義者の間でも広範な支持は得られず、レーニンも支持しなかった。

時代にふさわしい新しい男女関係、親子関係をつくろうという風潮の中で、1920年代には、自由恋愛論が一定の支持を得た。急進的な青年は婚姻登録さえ拒否し、事実婚こそが時代にふさわしい結婚の形態だと主張して、それを実行した。学校教育においても、クループスカヤ、ルナチャルスキー、シャツキー、⁽⁶⁾ その他のソビエト教育の指導者たちは、⁽⁷⁾ 欧米や日本でも19世紀末から20世紀の初めにかけて広がった自由教育運動の信奉者だった。自由教育論は、上からの権力や権威を拒否し、自由で個性的、全面的に発達した人格形成を目的とした。しかし親たちは、初期のソビエト教育に対しては、年長者や親の権威、価値観に従うことを教えないという理由で反

対した。家庭の秩序を維持できないからである。

スターリン体制——権威の復活

大戦に続く革命と内戦、20年代初めのヴォルガ流域の大飢饉、1928年からの工業化と29年からの農業集団化等によって農村の様相は一変した。大量の農民は工業労働者となって農村を離れ、都会に移動した。この過程で、都市でも農村でも伝統的家庭は不安定となり、数百万の浮浪児、犯罪青少年も生まれ、その対策が教育の重要問題になった。

また今世紀初めのストルイピン改革や新経済政策（NEP）によって育ち始めたロシアの自営農は、コルホーズ（集団農場）やソフホーズ（国営農場）に組織され、このことも家庭のあり方に大きな影響を与えた。妻は夫と同等の賃金労働者となり、子は学校やコムソモール（共産主義青年同盟）、ピオネール（コムソモールの下部組織）で、親とは異なった新しい教育を受けて、共産主義的世界観や価値観を身につけた。その結果、ソ連時代になって、家庭内で夫としての、父としての権威は急速に低下していった。

一方、1930年代に共産党やスターリンの絶対的権威が確立するに従い、家庭内においても再び家父長的権威主義を復活させようとする空気が教育界に生まれた。それが1930年代以後のソ連教育の柱となるマカレンコの教育論である。マカレンコの「集団主義教育論」においては、有無を言わさぬ軍隊的規律、絶対的権威と伝統の尊重が前面に押し出され、社会においては指導者の、家庭においては父親や年長者の権威に無条件に従うことが要請された。マカレンコは、1920、30年代に浮浪児や犯罪青少年を組織し教育する活動をゲー・ペー・ウー（国家政治保安部・KGBの前身）の庇護のもとに行っていたが、彼の教育論はその経験から生み出されたものである。それがソ連教育の柱となるというのは、ある意味で象徴的であるが、それはまさにスターリン時代の要請

に合致したものであった。

この流れの中で、再び家庭の強化が叫ばれ、1936年には堕胎が禁止され、1944年7月には離婚が厳しく規制されるようになった。もちろんこの社会的背景となっているのは、産業界における労働力と軍における兵力の確保である。多産が奨励され、1944年には『母親英雄』の名誉称号、『母性の荣誉』勲章、『母性のメダル』記章も制定された。

第二次大戦後の一時期、男性が大量に減ったために性道徳が乱れて多くの私生児が生まれたが、労働者不足、兵士不足の状況の中で、これら私生児は『スターリンの子』として国家によって育てられた。1960年代初期には、ソ連全体で600万人の婚外子がいたとも言われている。戦争などによって、ソ連では結局安定した伝統的な家庭は成立せず、実情に合わなくなった四十四年法は、1968年の婚姻家族基本法によって大きく改正され、離婚はほぼ自由化された。その結果、離婚が急増し、1960年代以後現在まで、ロシアは世界屈指の離婚国となっている。女性が男性と同様に働いて収入を得ていることや、男性の飲酒が離婚の最大の原因である。

ソ連では、女性を労働力として解放する意味もあ

って、保育園など就学前児童のための設備が整備された。興味深いのは、それら施設に対する、あるいは就学前児童の社会的養育に対するソ連国民の反応だ。筆者は、1968年から4年間留学生としてモスクワに住んだが、ソ連国民が年配者はもちろん、若い親も、保育園や幼稚園に対して多くの者が否定的イメージをもっているのに驚かされた。日本では、就学前の児童は常時親元に置くよりも、幼稚園などで社会性を身につけさせたほうが人格形成上好ましいとする見解が一般的だ。これに対して、ソ連では社会主義国でありながら、大部分の国民は、条件さえ許せば、集団教育よりも家庭保育を望んでいる。筆者の知人たちもみな、就学前児童の保育に関しては、もし母親が家庭で面倒をみるのが可能であれば母親が、それが不可能なら祖母が面倒をみるのが好ましく、保育園や幼稚園へ預けるのは第三の選択肢と考えていた。といっても現実には、大部分の者が家庭保育の条件には恵まれておらず、やむを得ない方便として、保育所や幼稚園に頼ってはいたが。

ソ連では、単純労働や肉体労働に従事している女性の大部分が、夫の収入さえ充分なら専業主婦になりたいという願望をもっている。知的労働や専門的労働に従事している女性も、子どもの教育や家庭の維持のために、男性と同じフルタイム労働よりもパートタイム労働を望む声が高い。こうしてソ連では、わが国とは逆に、女性労働の「パートタイム化」が進歩的要求となったのである。

ソ連、ロシアの家族に関して深刻な問題となって

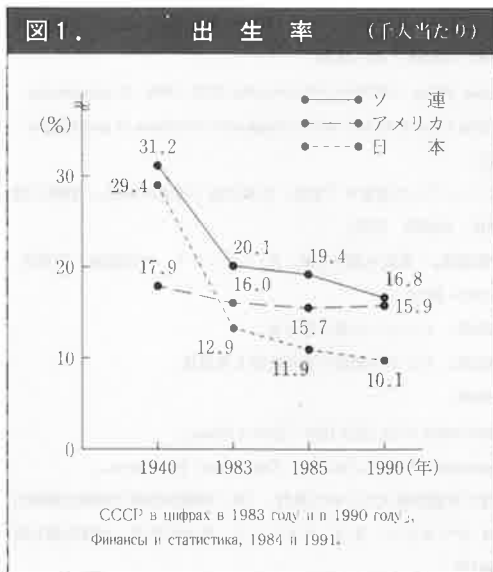


表1. 離婚率 (千人当たり) (%)

国	年	1980	1984	1986	1988	1990
ソ連		3.50	3.39	3.36	3.33	—
アメリカ		5.22	4.95	4.81	4.83	4.70
日本		1.21	1.49	1.37	1.25	1.27

「世界人口年鑑」、国際連合、1990

いるのは、出生率の低下と一人っ子家庭や子のいない家庭の問題である。労働力不足のソ連では、当局は常に多産を奨励してきたが、60年代以後の世代においては、子どもを少なくして自分たちの生活を楽しもうとする風潮が強まった。ソ連では女性が社会的に男性と同様に仕事をこなし、そのうえ家事と育児も大部分は女性が負担していた。このような状況の下で二人以上の子をもつことは、女性にとってあまりに負担が大きかったのである。

ソ連体制の崩壊

ソ連邦が崩壊し、いくつかの独立国家に分かれた。共産党体制は消滅し、ソ連時代の共産主義の諸理念は否定された。民主化、市場化の新しい価値観の下で、新生ロシアに再び「世代問題」が生じた。十月革命後、旧世代の親たちは新しい世界観を身につけ始めた子の前で権威を失墜していったが、それが今日再び繰り返されているのである。

今のロシアの若い世代は拝金主義の傾向が強く、彼らにとって「ビジネス」は最も肯定的なイメージとなった。幼い子どもまでが、街頭で清涼飲料水、新聞、雑誌を売ったり、車の窓磨きや洗車に精を出して、喜々として金を稼いでいる。最近の「青少年情報社会学サービス(MISS)」の調査⁽⁹⁾によると、モスクワの12歳から17歳までの青少年のうち84.4%が金儲けのための仕事をしているという。この5月には、青少年に対する正式な労働許可(夏期休暇中)⁽¹⁰⁾もでた。14~16歳までは週24時間、16~18歳までは週36時間働いてよいというものだ。一昔前の子どもの夢は、宇宙飛行士、科学者やバレリーナになることであったが、今やビジネスの成功者となることが青少年の最大の夢となった。しかし、商業や金儲けをいかがわしい「スペクチャーツィア(投機)」と見てきた世代にとって、このようなビジネス至上主義には心理的抵抗がある。こうして新ロシアの家庭でも、古い世代は権威を失っていった。

一方、ビジネスで成功した男性は、家庭内で新しい権威を確立しつつある。父親だけの収入で初めて豊かな家庭を築けるようになったからである。このような家庭では、妻は「主婦」として夫や子どもの面倒をみるのが可能となった。職をもっていないくても、もはやソ連時代のように、「社会的寄居者^{トウネヤーデツ}」と呼ばれて処罰の対象となる心配もない。心ゆくまで育児や子どもの教育に手をかけることも可能だ。一部のエリート層では、子どもを最近できている有料で私立のリセ(2~7年間の分野別の中等学校。革命前は貴族学校。今は大部分が大学付属)やギムナジウム(古典重視の10~11年間の初等・中等学校)に入れる者も多い。しかし大部分を占める貧しい庶民は、高収入を約束してくれるわけではない教育をないがしろにする風潮ができてきている。教育界では、「適応型・規律型の教育」から、「個性を伸ばし、内在的活力を身につける教育」へ転換しなければならぬとし、教育の多様化が顕著である⁽¹¹⁾。あらゆる分野において移行期の混乱があるが、新しいロシアの家庭像も、教育と同様、今後は多様化と個性化に向かうであろう。

*参考文献と注記

- (1)『ロシアの家庭訓(ドモストロイ)』佐藤靖彦訳、新読書社、1984年。
- (2)マルクス・エンゲルス選集9『家族、私有財産と国家の起源』、岡崎三郎訳、新潮社、1956年 55~56頁。
- (3)『Брак, семья, закон』 Д.М.Чечот, Издательство ЛГУ, 1984. О гражданском браке, о детях и о ведении книг актов гражданского состояния. О расторжении брака Р.11.
- (4)マルクス・エンゲルス選集9『家族、私有財産と国家の起源』、岡崎三郎訳、新潮社、1956年 57頁。
- (5)『恋愛と新道徳』『共産主義と家族』A・コロンタイ、林房雄訳、世界社、1928年 191~192頁。
- (6)1869—1939年、レーニンの子で教育者。
- (7)1875—1933年。ロシア共和国の初代教育人民委員。
- (8)1878—1934年。
- (9)Учительская газета №24, 31.5.1994「Дети и бизнес」
- (10)Учительская газета №25-26, 7.6.1994「Поработаем! Наконец-то...」
- (11)『個性発達の可能性拡大のための教育』(第7回職業指導学国際会議報告書) G. A. ヤーゴジン、A. G. アスモロフ、水谷邦子訳、文雅堂銀行研究社、1991年。

る傾向があり、ときとしては彼らに自分の幼い子ども世話まで任せる。結婚した夫婦の親は通常、夫婦間の葛藤の緩衝役となる。この意味で、離婚が大家族集団をつくるきっかけとなっており、スペイン（ポルトガルと共に）はヨーロッパ諸国の中では、大家族と複合家族の比率が大きい国である。

もうひとつの特徴は、現在単身世帯の61%が配偶者の死亡によることで、これは結婚をせず一人で世帯を形成する傾向がスペインではまだ弱いことを示している。

住宅と結婚の関係

スペイン家族の新居住の傾向は、結婚する者は「家をもちたがる」という古くからの伝統である。1960年代のスペインでは、工業化の進んだ中欧、北欧諸国への移民が相次いだ。それは家の購入資金を得るためであった。フランコ政権下(1939~1975)、労働者が住宅を所有しやすいように、多子家族に住宅所有のための補助金を援助する政策をとったことにより、この傾向は強まった。これは、国民の社会的安定と保守的傾向を達成するためであった。しかし今日、多くの若者は就職難のために25歳を過ぎても住宅がもてず、親との同居を余儀なくされている。

他のヨーロッパの国々では、若い独身者は19、20

歳になると独立し始める。スペインでは、その数はヨーロッパ人の平均の約半分である。イタリアも同じだが、スペインの母親は子どもを極めて大切にす。清潔な家、衣服、寝台、食物等が満足でき、そのうえ責任も義務もいない親との同居は、若者が自分自身の家をもちたがらなくなる一因でもある。

ある研究者は、家をなかなかもてないことが、最近の結婚率の低下をもたらしたと言っている。多くのカップルが職がないために、自分たちの家をもつのを延期せざるを得ないことも事実であるが、結婚率の低下はフランコの死後のライフスタイルの変化、宗教心の衰退、新しい生活感をもつ若い世代の出現が反映したものと思われる。

とにかく若者の失業という一般化した現実、家族員の結合を強めてきた。社会統計センターの1990年の調査によれば、若い結婚カップルの4組に1組は家賃を払うために親の援助を受け、約20%は依然として親と同居していた。親の経済援助は、結婚カップルの数と同棲する非婚カップルの増加に強い影響を与えている。

結婚しない若者の出現と出生率

1975年以降、スペインでは世俗主義が急速に発展してきた。現在、この傾向は弱まってきたように思

表1. 家庭の形態 (世帯数) (千世帯)

家庭の形態	年	1981	1990
シングル		1,085 (10.25%)	1,233 (10.80%)
子どものいない家庭		340 (3.21%)	382 (3.34%)
単親家庭		752 (7.11%)	1,074 (9.40%)
核家族家庭		6,945 (65.62%)	7,496 (65.60%)
大家族家庭		1,101 (10.40%)	940 (8.23%)
複合家族家庭		361 (3.41%)	301 (2.63%)
合計		10,584 (100.00%)	11,426 (100.00%)

表2. 家庭の形態 (人数) (千人)

家庭の形態	年	1981	1990
シングル		1,085 (2.90%)	1,233 (3.19%)
子どものいない家庭		792 (2.12%)	879 (2.27%)
単親家庭		2,256 (6.03%)	3,458 (8.94%)
核家族家庭		25,676 (68.62%)	26,700 (69.03%)
大家族家庭		5,407 (14.45%)	4,557 (11.78%)
複合家族家庭		2,201 (5.88%)	1,854 (4.79%)
合計		37,417 (100.00%)	38,681 (100.00%)

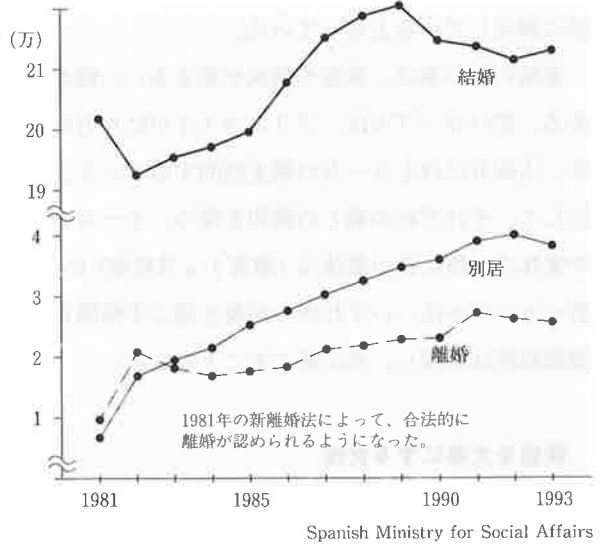
表1,2: Miguel Requena "Formas de familia en la Esoaña contemporánea" in Luis Garrido: "Estrategias familiares", Alianza Universidad, Madrid 1993.

われる。

15年前までは、同棲する非婚カップルは社会的圧力と宗教的偏見のため、ほとんどできないことだった。1980年代初めに、結婚は教会の特権ではなくなり、市民法に基づく契約となった。その後、非婚カップルは公認されるようになった。さらに最近では若者の間に、ペアとしての強固な関係はもつが、結婚も同棲もしないという新しい傾向が現れてきた。二人はそれぞれの親と同居し、同じ屋根の下には住んでいない。家族や友人はこの新しい形態を安定したカップルとして容認している。こうしたことは20年前には考えられなかったが、今日では当たり前のことである。これがスペインにおける結婚年齢の上昇（1980年の結婚平均年齢：男性26歳、女性23歳、1993年：男性28歳、女性25歳）と出生率の驚くべき低下に影響していることは疑いの余地がない。1985年、結婚した女性が産んだ子どもの数は平均1.61人であったが、結婚をしないまま男性と安定したカップル生活をする女性の場合はわずか1.19であった。

スペインの出生率はヨーロッパの中でも高かったが、フランコの死去した1975年はその最後の年となった。1977年から現在までにその率は低下し、1992年には1.23まで下がった。年間約22万組のカップルが誕生しているが、この数字は1950年代からほとんど変化していない。しかし、出生数は1950年代に60万人だったものが、1980年代には確実に減少している。人口約600万人、地中海に面し工業化の進んだカタロニアを例にとると、1974年の出生数は約11万2千人、1984年には63,800人に、1993年にはさらに減少して55,745人となっている。⁽³⁾この事態に対し、政府は現在、フランコ時代の福祉に関する法律のいくつかを復活させることを検討している。特に、三人以上の子どもをもつカップルに対する経済的支援が検討されているが、政府は、これが出生率の上昇に

図1. 結婚、離婚、別居件数の推移



つながることを期待している。

住宅問題だけではなく、若い世代がより良い生活を求め、それが満たされないと子どもの数を制限することも指摘できる。中絶と避妊具使用の自由もまた、出生率低下の一因である。

親と子の距離

現在はフランコ時代のように、住宅所有を促進する明確な政策がなく、しかもカップルは子どものより高度な教育を望むため子どもの数を減らし、収入の大きな部分を子どもに費やす。このような子どもへの投資は、親が老後に子どもからの見返りを期待してするものではなく、子どもの明るい未来のための基礎づくりであるように思われる。さらに、ある世代がその次の世代のためにできる限りのことをするという「世代間の絆」といえる。

1960年代から1970年代は家族内の大きな世代葛藤の年であった。しかし、1980年代の初めにこの傾向は変わり、現在では家族内の葛藤は後退し、新しい調和が生まれてきたように思われる。これは親が子どもに対していっそう寛容になったことで説明でき

るであろう。若者の60%から80%は、自分の家族関係に満足していると言っている。

家族の祝い事は、家族や親戚が集まるいい機会である。若いカップルは、クリスマスイヴに片方の親を、大晦日にはもう一方の親を訪問するというようにして、それぞれの親との調和を保つ。イースターや夏休み、特に長い夏休み（通常1ヵ月程度）には、若いカップルは、いずれかの両親と過ごす時間を一週間程度は確保し、共に過ごすことになる。

家庭を大事にする女性

伝統的にスペインの女性は日本の女性と同じように、家計を預かってきた。しかし、収入レベルが上がってくると、特に都市部では男性が投資や高価な買い物のためにより多額の金を管理し、女性が管理できるのは日常生活のための少額なものとなった。また、主婦は夫に比べて家庭で過ごす時間が多く、一次的、二次的家族員以外の友人や他人と関係をもつことが少ない。それにひきかえ、主婦以外の家族員は家庭の外で過ごすことが多い。これもヨーロッパの他の国々と違っている。

スペイン家族の就寝は非常に遅く、一般に、男性は女性より早く起床し、夫は主婦より早く起きる。既婚の男性は朝食抜き、あるいはコーヒーだけを飲んで家を出、職場か、特に大都市では近くのバルで職場の同僚と朝食をとる。「雑談の時間」はスペインの伝統で、中層、上層階級の男性が19世紀につくった。午後、仕事が終わると男たちはバルで友人とコーヒーや酒を飲みながら雑談をして、ときを過ごした。雑談の場所はカフェから立ち席のバルや近代的なコーヒーショップに代わったが、この伝統は今日も衰えていない。同僚同士、カップルなど、多くの人の群れが単に雑談するために集まっている。

家をきれいにし居心地よくするために多くの時間

を捧げる主婦が、夫とこのようなコーヒーショップで会ったり、とにかく家の外で会うことを好むが、スペインの主婦にとって、家は常に清潔で整然としている場所なのである。家庭は生活の場以上のもので、安定と安心を与えるへその緒のようなものである。子どもは母親から外で友達と遊ぶように言われる。余暇、休息、気晴らしの場は家の外、街頭である。人を家庭に留めることができるのは、テレビだけである。

家族の変化と未来

スペインの家族は深刻かつ急激に変化する政治的社会的変化の時代を通り抜け、新しい時代と環境に適応しなければならなくなっている。この過程で、新しい家族形態が生まれ、それが既存の家族形態に影響を与えることになった。このことは、現在、1940～1950年の間に生れ、それまでと全く異なる環境に育った戦後世代に、特に見られる。

例えば、1945～1950年に生れ、何人か（5、6人）の兄弟姉妹のいる標準的な家庭で育ち、祖父母、さらにはおじ、おばとさえも一緒に生活した女性を想像してほしい。彼女はそれまでの伝統に従って1960年代の終りに若くして結婚し、夫と、結婚後5年の間に生まれた二人の子どもと共に、新居住的核家族をつくるだろう。そして1970年代の後半か、離婚が合法的になった1980年代の初めには離婚するだろう。その夫は再婚するが、彼女は子どもを抱えて単親家庭をつくり、自分の両親との強い絆を取り戻す。離婚した夫は子どもの養育費を分担し、しばしば子どもと面会する。夫の第2の妻は男の子を生む。

これは女性が拡大家族の中で生れ、結婚して新居住的核家族をつくり、そして熟年に達して複合核家族構造の中に自分自身を見出だす一例である。

最後に、現代のスペイン家族内では父系制が弱ま

り、母系制に戻る傾向のあることを指摘する必要がある。前述のように、女性は結婚するときに自分の姓を失うことなく、その姓を自分の子どもに伝えさせる。しかし現在、母系制を見出だすことができるのは、姓においてではなく、むしろ家族の形態と構造においてである。それはおそらく、極めて古い時代からスペインに存在する古い社会組織の形態への復帰であろう。子どもは、自分の父親の両親よりも母親の両親とはるかに強い絆を保つ。老親は、老後を結婚した息子よりも結婚した娘と共に過ごそうとする。これは、一種の潜在的母系制への復帰といえる。

他の重要な特徴は、すでに述べたように、親との同居を続ける安定したカップルが増加していること、結婚と出産の時期を遅らせること、若いカップルが結婚の認可なしに同棲する傾向である。家庭内の家族の私的関係がますます重視される傾向の中で、結婚カップルと非婚カップルの違いは急速になくなりつつある。結婚はもはや生活を共にするための必要条件とはみなされない。にもかかわらず、スペインの若い世代は結婚を遅らせるものの、やはり結婚を非常に重視しており、将来的には結婚の数が増えるものと思われる。⁽⁴⁾ 宗教的信仰の新しい波と教会結婚へ向かう最近の傾向とを考慮すると、15年ないし20年後には、結婚年齢の低下と家族へのより保守的な接近を見ることになるだろう。そして出生率の上昇を見ることになるだろう。

福祉政策

最後に福祉政策について簡単に紹介したい。社会福祉は、厚生省(The Ministry of Social Affairs)が担当している。ここには、国立社会福祉研究所(INRSO, Institute for Social Service)があり、障害者、シングルマザー、高齢者への援助のほか、

他の福祉機関と連携をとって、複数のプログラムを実施している。また、在宅援助も行っている。

また、同省にはスペイン児童問題研究センター(Spanish Childhood Studies Centre)が創設され、家族と児童の社会的調停プログラムを担当する専門家の養成や、家族と児童にかかわる機関への助言、指導を行っている。また、ボランティアグループや児童、家族にかかわる一般市民を支援して、問題解決や総合的福祉の向上を図っている。養子、里親の推進、社会的にむずかしい立場にある児童の擁護、そして家族の住居移転についても担当している。またさらに、女性問題研究所(Institute for Women)があり、援助が必要な女性のために、130以上のセンターを各地にもっている。

スペインの社会福祉は全国レベルより地方単位で整備されている。1989年、民間団体やNGOを支援するための新しい法律が制定された。現在175あるNGOが351の福祉プログラムをもっている。その財源の0.5%は税収入による。その税金は以前カトリックの教会に回されていたが、フランコの死後、その税金がNGOの活動に当ててもいいことが決められた。1992年のその額は約94.3億ペセタ(約7,355億円)にのぼり、27.13%が高齢者、19.61%が障害者、11.69%が幼児・児童のケア、11.26%が青少年、10.90%が薬物中毒者のリハビリ、8.14%が問題を抱える女性、8.37%が移民、1.65%がジプシー、1.19%が囚人のために、それぞれ使われている。

*注

(1)Orizo, Francisco "La Familia" (in ELZO, 92) p.147-208

(2)L.Flaquer and J.Soler "Permanencia y cambio en la familia española" C.I.S., Madrid, 1990

(3)Instituto d'Estadística de Catalunya, 1993

(4)Anna Cabré Pla "Volverán tórtolos y cigüeñas" in Luis Garrido: "Estrategias Familiares", Alianza Universidad, Madrid 1993

〈スウェーデン〉

充実した家族政策と 今後の課題

フリーライター(在ストックホルム) おくむらよし たか 奥村芳孝

スウェーデンの家族

人口動態上多くの先進国に共通な特徴として、家族規模の縮小、婚姻の減少、離婚の増大、同棲の増加、婚外出生の増加、単身世帯の増加等があげられる。これらの特徴はスウェーデンだけの現象ではなく、日本をも含め、多くの先進国共通の特徴である。その中においても、スウェーデンはいくつの特徴がある。

(1) 家族規模の縮小

一般的に中世から現代にかけての家族の歴史は、大家族から小家族、あるいは核家族への変化であるといわれる。スウェーデンにおいても世帯規模は大きかったわけであるが、平均寿命が短い時代には3世代同居は珍しく、世帯規模を大きくしていたのは子どもの多さである。

この100年間の動向を見ても、顕著なのは単身世帯、2人の世帯の増加、5人以上の世帯の減少である。例えば、1860年には単身世帯、2人の世帯がそれぞれ15.5%、14.3%であったが、1990年には39.6%、31.1%と増加している。反対に5人以上の世帯は1860年には41.4%であったが、1990年にはわずか5.2%に減少している(なお、スウェーデンは単身世帯率が西ヨーロッパ諸国内で一番大きく、3人以上の世帯の率は一番小さい)。

この世帯規模の変化は平均世帯人数の減少となっ

て現れており、1991年度の平均世帯人数は2.27である。この数字はヨーロッパにおいてはドイツ、デンマーク、スイスと並び、世帯規模が小さい国に属する(それぞれ2.10、2.19、2.27)。なお、日本は1990年度3.01である⁽¹⁾。特にスウェーデンの平均世帯規模が小さい原因として考えられるのは、青少年の親からの独立の早期化と高齢化による単身高齢者の増加である。

特に高齢化という点から興味があるのは、高齢者と子どもとの同居である。日本における高齢者の同居率は1990年現在約61%であるが、西洋諸国では20%以下の国が多い。スウェーデンはこれらの国の中でも同居率が低く、1988年約4%で、このうち単親で子どもと同居しているのは2.1%である⁽²⁾。

(2) 婚姻の減少と同棲の増加

60年代から70年代にかけての社会変化の一つは婚姻の減少であり、多くの西洋諸国に共通した現象であった。しかしスウェーデンが特徴的なのは、その変化の早さと人口千人当たりの婚姻数の低さである。例えば、1961年から65年までの平均婚姻数は約5万6,500件であったが、1981/85年には3万7,200件まで減少し、この減少規模は西欧諸国で最大である(スウェーデンは34%、第2位のドイツは31%の減少)。80年代後半からは婚姻件数は3万7千から4万の間を上下している(なお、1989年寡婦年金制度の変更

により、一時的に婚姻数は11万近くに激増した)。人口千人当たりの婚姻数はアイスランドに続いて4.7と西欧諸国で最低であるが、同じく人口千人当たりの離婚率はイギリス、デンマーク、フィンランド、ノルウェーに続いて、第5番目である。⁽¹⁾

婚姻の減少は家族構成に対する興味が減ったわけではなく、代わりに増えたのは他の国と同じく共生／同棲の増加である。この共生／同棲は、特にスウェーデンにおいては法的結婚とほとんど同様の地位をもっており、一部例外を除いて差別的待遇は存在しない。

表1. は単身世帯を除く他の家族形態の変化を表している。これによると、夫婦と共生／同棲を合わせた割合にはほとんど変化がないが、別々に見てみると夫婦形態が約82% (1975年) から約74% (1985年) まで減っている反面、共生／同棲形態は約11% (1975年) から約17% (1985年) まで増えている。同棲の割合が国際的に見てどれくらい多いかは残念ながら統計がないが、婚外出生児の割合がスウェーデンが一番多いことから、同棲の割合も一番多いと推測される。⁽¹⁾ 一方、17歳以下の子どものある単親は1975年から1985年までにわずかに増加しただけである。また年代的には1985年以降はほとんど変化が見られ

ない。

(3) 晩婚化と第一子出産年齢の上昇

婚姻の減少だけでなく結婚年齢も上昇しており、1990年現在女性の初婚年齢は28歳、男性は30歳で、西欧で最高である。この点においてスウェーデンが特徴的なのは、初婚年齢の上昇が1965年ごろに始まっているが、他のヨーロッパ諸国においては1975年ごろから上昇していることである。⁽³⁾ 同時に女性の出産年齢も上昇しており、1975年の第一子出産年齢は24.5歳であったが、1989年には26.2歳まで上昇した。

(4) 婚外出生の増加

スウェーデンと言えば、60年代から70年代によく知られたイメージにフリーセックスがある。この言葉がどのようにして発生したかは不明であるが、同棲及び婚外出生の増加がその一因であると思われる。Eurostatの調査によると、スウェーデンの婚外出生率は西欧諸国の中で最大で(1990年出生のうち47%)、第2位のデンマーク(46%)とともに、他の国を大きく引き離している(第3位はフランスの28%で、最低はギリシャの2%である)。

興味があるのは、スウェーデンでは1970年出生のうち約19%が婚外出生であったが、100年前の1870年代にはすでに約11%が婚外出生であり、工業化の

表1. 家族形態の変化(単身世帯を除く)

年	形態	夫婦	同棲	単親と17歳以下の子ども	総計
1975		181万	24万	15万	220万
1980		172万	30万	—	—
1985		163万	38万	18万	219万
1990		163万	37万	19万	218万

(資料: Statistisk årsbok 1994)



明るい青地に黄色の十字架の国旗。1157年フィンランドとの戦いのとき、ときのエリック王が青空に金色の十字架が輝くのを見たという伝説による。

真っ最中であった1910年から30年代にかけての婚外出生率は15%近くにもなっていたことである。⁽⁴⁾

(5) 出生率の増加

最近日本では出生率の低下が問題になり始め、これに関連して興味をもたれ出したのはスウェーデンの家族政策である。一般的に女性が晩婚化、高学歴化、そして就労率が増えれば出生率は下がるといわれている。スウェーデンでは、1978年に合計特殊出生率が1.6ぐらいまでに低下した後上昇に転じ、1990年には2.1まで回復した。1992年度は2.09である。この数字はヨーロッパ諸国の中でアイスランド、アイルランドに続き、第3番目に大きい数字で、世界各国から興味をもたれているゆえんでもある。

家族政策の発展

(1) 家族政策の歴史

スウェーデンはヨーロッパの中で貧しい国の一つで、1800年代後半には当時の人口の4分の1に当たる100万人がアメリカに移住した。特に1930年代には出生率が低下、人口問題が大きく議論された。1934年にはミュールダール夫妻は「人口問題の危機」という本を著し、出生率の低下に対し、家族政策、再分配政策の重要性を訴えた。この結果、1937年には有子家庭に対する住宅手当、母子センターの設置等が決定された。そして1938年には、妊娠を理由に、使用者が解雇できないことが決められた。

家族政策の目的として4つあげられる。第1は人口政策で、出生率が特に低くなるのは、社会の継続性を考えた場合よくないという考え方である。この考え方は特に1930年代に顕著である。第2は有子家庭の経済的平等で、特に1940年代頃よりこの考え方が出始めた。第3は育児、教育の社会化で、現代社会にあっては育児、教育等は社会の役割であるとい

う考え方で、特に60年代にいろいろな改革が行われた。第4は男女平等の観点から、女性も家庭外で働けるような環境をつくり、男女ともが育児のために休暇を取れるような制度をつくるべきだという考え方である。特に60年代から70年代にかけて議論されたものである。⁽⁵⁾

(2) 人口政策としての家族政策

上に述べたように、30年代には出生率の低下が大きな話題となった。同時に話題となったのが人工妊娠中絶及び避妊用具販売の自由化の如何であった。1938年までは避妊用具を売ることはもちろん、広報を行うことも禁止されていた。1938年にはこの法律が廃止され、また一部中絶が認められたが、避妊用具の完全なる自由販売は1970年頃まで待たなくてはならなかった。また1974年には新しい人工妊娠中絶法ができた。⁽⁶⁾

(3) 経済的平等政策としての家族政策

1948年には、有子家庭の経済的安定のための児童手当、多子家庭のための住宅手当が導入された。それまでは税金の控除があったが、これは廃止された。この手当が導入されることにより、最大の恩恵を受けたのは貧困家庭であった。1982年には多子加算制度が導入された。

児童手当が収入審査なしにすべての子どもを対象に考えられた背景としては、第1にこれらの制度は慈善ではなく、個人にとっては権利、社会にとっては義務であるということ、第2に税金控除という形より手当という形を選んだのは、多くの場合男性の収入に対する税金控除よりは、実際に養育を行っている母親に手当を支払ったほうが平等であり、また貧困家庭にとっては税金控除というのはあまり利用価値がないこと等があげられる。

現在児童手当は、児童が満16歳になるまで、子ど

も1人は年額9,000kr(約11万円)、2人は18,000kr、3人31,500kr、4人49,500kr、5人72,000krが支給されている。

住宅手当は現在有子家庭、低所得家庭及び青少年に対して社会保険事務所から支給されている。将来の収入が計算の基礎で、また80万kr以上の財産があれば手当は減額される。住宅手当は子どもの数、収入、家賃によって異なっており、子ども1人の場合は最高額2,500kr、2人3,050kr、3人3,750krである。

(4) 先払養育手当

もともと1937年にできた制度で、養育費を負担すべき者(通常は父親)が養育手当を支払わない場合は、離婚家庭(通常は母子家庭)に対して国が一定の養育手当を先払い支給し、その後国が養育費を父親に請求する。現在、先払養育手当は子ども1人に対して基礎額の40%で、1月当たり1,173krになる。これは子どもが18歳になるか高校在学中であれば、21歳になるまで支払われる。

女性の社会進出と家族政策

1992年度20歳から64歳までの女性の労働力人口は254万人で、就労率は83.5%(男性は88.4%)である。このなかで週に35時間以上の勤務が48%、20~34時間のパート勤務29%、残りの4%が19時間以内勤務となっている。⁽⁷⁾このように女性の就労率世界一を可能にしている要因はいくつかあるが、第1に配偶者分離課税等の税制制度、第2に公的保育等の社会的サービスの充実、第3に両親保険制度等の個人所得保障政策の完備があげられる。

(1) 配偶者分離課税方式

分離課税は1971年より行われたもので、税制の累進性のため、1人が働くより2人が働いたほうが税金は安いという観点から、結果として女性の就労率

を上げたものである。

(2) 公的保育の充実

公的保育については、1982年に施行された「社会サービス法」に規定されており、実際には286の地方自治体が運営を行っている。女性の就労率が世界一になった大きな要因の一つはそれを可能にした公的保育の充実で、家族政策の大きな要因とみられている。特に1985年には国会は、遅くとも1991年までに、1歳半以上のすべての幼児が保育を受けられるように公的保育を拡充することを決定、さらに1991年には1997年からの6歳児入学の可能性を決定した。1992年現在2歳児~幼児の31%、3~6歳児の66%が保育園、家庭保育に通っている。なお、この数字は1973年に比べて、2歳未満児で3.4倍、3~6歳児で約5倍である。最近の傾向として民営(株式会社、両親協同組合等)の増加があげられ、1992年現在幼児の約7%が民営の保育園等に通っていると社会庁は報告している。⁽⁸⁾他の国と比べてスウェーデンが違っているのは、2歳以下の幼児が保育園で保育を受けている率が非常に高いということである(スウェーデンは2歳以下の幼児の35%が保育園に通っており、これはデンマークの48%に続いて2番目である)。⁽⁹⁾

(3) 所得保障政策の完備

有子家庭に対する経済援助には前述の児童手当及び住宅手当があり、所得保障として両親保険がある。両親保険は1974年に設けられたものである。

現在出産に当たり、親は育児休暇中450日間収入が保障される。最初の360日間は収入の90%、残りの90日間は1日当たり60krの定額が支給される。収入がない主婦等は最低額の60krが支給される。この育児休暇は子どもが8歳になるまで、母親、父親どちらが取ってもよいことになっている。最近では男性の育児休暇が増えてきたが、それでもまだ一般的とは言

えない。例えば、1991年度には平均して休暇日数450日のうち、わずか8.1%が父親によって休暇が取られただけである。

この5月に制度が一部改正され、その内容は360日のうち2ヵ月間は母親、父親それぞれに最低1ヵ月間を割り当てたことである。この間の収入の保障額は90%である。残りの期間についてはどちらが休暇をとってもよいが、保障額は80%である。この新しい規則は95年から適用される。また児童養育手当及びそれに付随した両親保険の変更がその後決定されたが、社民党が今年の選挙において再び政権を取った場合には、児童養育手当は廃止すると言明しているので詳細は省く。

この休職保障には「臨時両親手当」と呼ばれる所得保障がある。これは子どもが病気等のときに、親が仕事を休んでも、その休職分を保険事務所から保障してもらえる、というものである。この保障は子どもが12歳になるまでに、年間最高90日取れると決まっている。

この育児休暇制度の所得保障の期間、その額の大きさは、スウェーデンの出生率が上がった原因として他の国からも注目されているが、これ以外に、あまり注目されていない規則がある。それは第2子を産む時期にかかわるものである。1986年に規則が改正されて、第2子の出産が第1子出産から2年半以内であれば、その休暇中の所得保障は第1子のときに準ずる(つまり、第1子が生まれる前の給料の90%)ということになったのである。出産を計画している家族にとっては、第1子を産んでパートで働いて、第2子を産むときにはるかに低い額を保障されるよりは、続けて産んだほうが経済的に得であるという計算をしているのではないと思われる。実際に第2子を2年半以内に産む率は、20%から50%に増え

ているのである。

将来の課題

将来の問題として、いくつかあげてみたい。その第1は、これらの所得保障等の現在の水準をいつまで維持できるかということである。特にスウェーデンの福祉制度の基本は普遍性、つまりすべての住民のための制度であるが、これからどの部分を切り詰めていくかということが問題である。今年の選挙でどの政党が政権を取っても、将来の課題として解決していかなければならない。

第2は、この論文ではまったく触れることができなかったが、これからの青少年問題、特に移民青少年の問題が、社会と家族との関係において大きな注目を浴びるようになると考えられる。

*参考文献

- (1) SCB "Historisk statistik för Sverige del 1" 1969, Mats Halvarsson "Välfärd och levnadsvillkor i västeuropa" 1994, 経済企画庁「平成4年版国民生活白書」。なおM. Halvarsson氏の本は、スウェーデンのEC加盟とその影響の政府報告書の一部をなすもので、その統計資料はEurostatである。
- (2) SCB "Pensionärer 1980-1989" 1993, 全国社会福祉協議会「図説高齢者白書1992」
- (3) Mats Halvarsson "Välfärd och levnadsvillkor i västeuropa" 1994
- (4) SCB "Historisk statistik för Sverige del 1" 1969
特に1800年代の中頃からストックホルムにおける婚外出生は大きく、1850年代後半婚外出生率は42% (全国平均9%) で、他の地方からはストックホルム式結婚と言われていた。(資料: Margareta R. Matovic "Stockholmsäktenskap", 1984)
- (5) Åke Elmer "Svensk socialpolitik" 1989
- (6) 新しい人工妊娠中絶法によれば、妊娠12週間までは中絶はまったく自由、18週間までは自由ではあるが女性の個人的状況が調査されなければならない。18週間以降は特別な理由のある場合に限り、社会庁によって許可される。
- (7) SCB "På tal om kvinnor och män 1993"
- (8) SCB "Socialtjänsten och omsorgerna i Sverige 1993"
- (9) Mats Halvarsson "Välfärd och levnadsvillkor i västeuropa" 1994
- (10) Svenska Dagbladet 1993-8-3

〈台湾〉

急激な社会構造の変化の中の 家族と児童

台湾・東呉大学 副教授 余 巧芸
Yu Chiao-Yun

1. 社会的背景

台湾は現在人口約2,100万人、本島の面積は36,000 km²である。人口100万人以上の都市の行政は中央政府が直轄しており、現在台北市と高雄市が直轄市である。そこで、行政区は両市を含まない台湾省と台北市、高雄市の3区域となっている。人口密度は台湾省462人、台北市1万人、高雄市9千人で、全体の平均は571人である。これは世界第2位といわれている。また、都市化の現象は主に北部地方で起きている。1990年の人口調査によれば、全台湾では490万世帯で、平均世帯人員は4.12人である。また、年齢階層をみれば、0～14歳の人口は全人口の26%を占めているが、前年より0.75%減り、1982年と比較すれば、4.89%減っている。

台湾の産業は、昔から農業を主としてきたが、この40年ほど、商工業が発達し、それに伴って社会の構造が変化してきている。1950年代には国民政府が「耕者有其田」という土地改革を実施し、農民的性格の労働者階層が誕生した。1960年代は工業生産に従事する、いわゆる都市的な性格の労働階層が出現、それに伴って資本家階層が形成された。そして、1970年代には台湾の経済が従来の輸入から輸出へと逆転した。その後、政府の主導政策で、民間企業の商工業も大幅に成長し、現在に至った。

このような社会産業の変動の中で、国民の社会生活も変化しつつある。なかでも、女性の社会参加、

家族構造や児童の生活などに大きな変化が起きている。

2. 家族と児童の問題

産業・経済構造の変動によって、国民の社会生活も変化を強いられている。ここでは、特に顕著なものとして、女性の社会参加、出生率の減少による家族形態の変化及び児童の生活などを取り上げて述べることにする。

(1) 女性の社会参加と育児

経済構造の変動によって、女性の労働力も徐々に需要が高まった。これまで、女性はすべて家事や家業の手伝いといった無賃金の仕事のみを担っていたといっていたほどであったが、1960年になると、15歳以上の労働者のうち、男性は85.1%、女性は14.9%となった。女性が賃金の支払いを受ける労働に就くようになったのである。ただし、割合からすれば、この時期もやはり伝統的な「男主外、女主内（男性は家庭の外の仕事に従事し、女性は家庭内の仕事に従事する）」の構造形態であった。女性の就業は紡織や金属製品の工具が多かった。

その後、輸出が主な経済活動になった1970年代には、女性の就業は紡織やエレクトロニクス産業の工具が主となったが、教育程度が高くなるに従い、小・中学校の教師、看護婦、秘書、会計事務などにも多数の女性が進出していった。

さらに1980年代になると、女性の労働参加率は急

速に増加してきた。景気による変動はあるものの、1960年代の35%から1987年には45%に至った。その間、女性の教育は社会の発展とともに普及し、高まりつつあった。女性教育の普及と高学歴化によって、職種も従来のものでなく、企業経営、議員、警察官、学者など、ますます多様化してきた。だが、既婚女性は家庭と仕事の両立が困難で、二者択一を迫られた場合、大部分は家庭を選択する場合が多くみられる。女性の社会参加の動向は多様であるが、学歴の高い女性ほど、仕事に対する意欲が強く、「男主外、女主内」という伝統的な考え方に縛られることなく、家庭と仕事の両立に努力している。家事に対しても「男女平等」という彼女たちの声がますます高くなってきている。

また、子どもの養育も現代の既婚女性の大きな問題である。ある調査研究によれば、既婚女性の3分の2以上は、子どもを育てるのに、時間と体力が不足しているという。大部分の有職女性は、3歳以下の子どものみを家族や親族、保母に預け、3歳以上の子どもは託児所（保育所）か幼稚園に入園させている。今日の台湾においては、有職女性の保育の問題を解決することが、児童福祉の主題となっている。

（2）家族構造の縮小化

商工業の発展など、産業構造の変化は人々を都市へと移動させるようになり、農業人口は減少してきた。夫婦と未婚の子女からなる、いわゆる核家族が増加した。従って、家族成員も減少した。内政部の統計によれば、1966年の平均世帯人員は5.91人であったが、1991年には4.12人となった。現在、台湾の家族形態は、核家族が最も多く、約7割を占めており、単親世帯は約10～12%である。その他、夫婦のみの世帯、祖父母と孫からなる世帯、単身世帯など、世帯の形態が多様化しつつある。

少子化の結果として、両親は経済的負担と養育の

役割が軽減されるが、児童の教育やしつけにさまざまな問題が起こってきている。家庭において、乳幼児を甘えさせる傾向が強くなった。昔は「厳父慈母」であったが、現代の父親はやさしくなり、「慈父厳母」に変わり、その結果、成長した児童は親の言うことを聞かなくなり、しつけの主な実践者である母親たちは育児に戸惑っている。学校の教師の言うことなら聞くとはい、教師を当てにするという声もよく聞かれる。しかし、学校の教師は「現在の子どもは教えるににくい。子ども的人数が少なくなって、甘やかされているし、テレビの影響もあって、大変教えるににくい」と言っているのが事実である。そして、子ども自身も親から過大な期待をかけられ、抑圧感を感じている。ここに親子関係の緊張も生じてくるのである。

（3）単親家族

前述したように、核家族が世帯類型の主流を占め、伝統的な大家族はますます減少している。そうしたなかで、注目すべきことは、離婚、別居、遺棄、死別、未婚の親などにより生じた単親家族である。

現代の台湾において単親家族の発生する原因は、かつての配偶者との死別から離婚が主因となった。台湾地区の離婚率（人口1,000人に対する年間離婚件数）は1970年の0.37から1990年には1.36となり、3.7倍に増加した。離婚した人口を分析すると、20歳～24歳の女性がトップで、次いで15歳～19歳、第3位は25歳～29歳と30歳～34歳である。この年齢層は児童がいれば、大半幼児期が学童期に該当する。

もう一つの発生原因は、未婚のままの出生の増加である。1976年未婚の親による出生児は5,871人で、全国出生児数の1.39%、1990年には6,943人、2.7%である。将来、未婚の親による出生の増加による単親家族も社会的問題になろう。

今日、単親家族に注目すべきことは、その数の増

加のみならず、その原因が死別から離婚と未婚による出生の増加へと変化したことである。伝統的な倫理観では、死別の単親家族は同情されるが、婚姻の失敗の場合はあまり許容されない。従って、単親家族の問題は、台湾における個人の権利、福祉の問題のみならず、社会における価値観の変化の問題でもある。

(4) 児童の虐待

伝統的には「天下無不是の父母（世の父母には間違いはない）」、「不打不成器（打たなければものにならない）」など、子どもを厳格に教えないといけないという古い考え方がかなり残っている。従って、親が子どもを殴打しても、さらに虐待になっても、それは親ではなく、子どもが間違っているからだとして一般的には認識される。さらに、親は「子どもは自分が産んだのだから、どう処置しても他人には関係ない」という考え方もある。つまり、子どもは親の私有財産であるように思われてきたため、これまで児童福祉法など法律には、実父母に対する罰則規定はなかった。政府による調査がなく、何の問題もないように見えるが、小児科医や教師によれば、児童の虐待事件は潜在的な問題であるという。

中華児童福利基金会は1987年7月から12月までの6ヵ月間に、新聞や雑誌の報道、各機関から受理した児童の虐待事件の統計をとり、発表した。それによると、半年で682件にもものぼっていた。そのうち、「無視」41.9%、「身体に対する加害」21.4%、「精神的虐待」17.0%、「性的虐待」15.8%、「剝奪（衣食を満足に与えない）」11.6%となっている。（なお、これらには2項以上重複しているものもあった。）

この統計の分析によれば、社会の各階層に虐待現象が生じているが、社会的、経済的に低い層に多く発生している。さらに、虐待者の8割が実父母である。その原因をまとめると、①貧困、失業、重い疾

患、②飲酒による不満の発散、③子どもの心身の発達に理解がなく、過剰な期待をし、それからの失意による不満、④夫婦の情緒関係が不和で、友人がいない、⑤親から愛された経験がないため、子どもへの愛情がもてなかった、いわゆる「文化的遺伝」、などとなり、物質的・精神的条件の双方の不充足、または社会的・個人的な問題があるのである。

3. 家庭・児童福祉対策

具体的な児童福祉サービスは非常に複雑である。ここでは、首都である台北市を例に、最近、5、6年内に実施されてきた、主に、記述してきた問題に関わる家庭・児童の福祉施策の概要を述べる。

(1) 一般家庭

一般家庭に対する主な施策は託児問題の解決である。

①市立託児所：18ヵ所、定員は約4千名である。

②家庭保母訓練：民間機関の「台北家庭扶助センター」に委託。幼児をもつ中学卒の家庭主婦を対象とし、単なる母親としての育児知識だけではなく、他人の子どもを保育できる家庭保母という資格も得られる。1988～1992年の5年間で、1,355名を訓練した。

③保育員培訓專案：公・私立託児所に在職している保育員に“託児所工作人員訓練過程”を施している。

これらは共稼ぎ家庭の託児のニーズに応えるためである。ただし、そのうち、市立託児所の入園者は抽選で決めるので、本当の需要者が必ずしも満足できる状況ではないことが議論されている。従って、ますます民間施設の充実を求める声が高まっている。

(2) 単親家族と低所得家族

多くの単親家族が最初に直面するのは経済の問題であるが、台湾では、単親家族のみを対象とした援助政策は特にない。援助の対象となるかどうかは、所得が政府の規定した最低生活費用の基準に達する

かどうかによる。次はその主要なサービスである。

①児童・家庭への補助：台北市の低所得階層は次の三つに分類されている。

- ・生活照顧戸（生活保護世帯）：世帯全員が労働能力をもたず、不動産や収益もない世帯。あるいは特殊な事故によって援助がなければ、生活できない者。
- ・生活輔導戸（生活補助世帯）：世帯の総収入が最低生活に要する費用の標準にも達していない者。
- ・臨時輔導戸：世帯の総収入が最低生活に要する費用の標準を越えたものの、超過分が標準額の3分の1に達しない者。（最低生活費用は市政府が規定する。）

②中・低所得階層への児童医療補助：世帯の総収入が台北市生活費用標準の2.5倍に達しない者が対象。

③子女奨学助成金（教育局）

④学童給食（教育局）：1986年～1992年、台北市内8ヵ所の小学校で低所得の1,500世帯、2,151名の生徒が学校から昼食の供給を受けている。

これらの低所得世帯に対する補助は現実には効果をあげているが、その基準の厳しさと手続きの複雑さが問題である。そこで、市政府も検討しており、今後改善されていくであろう。

（3）被虐待児童

中華児童福利基金会在が児童虐待の実態を発表したことから、被虐待児の保護が叫ばれるようになった。以来、同会は5年計画で児童保護運動を展開しており、同会事務所22ヵ所のほか、児童福祉機関20ヵ所と連携し、運動を進めている。

1989年1月、台北市社会局に児童保護のための電話が設置された。1993年2月児童福祉法が改定され、旧法になかった実親に対する罰則が規定された。また、医師、看護婦、ソーシャルワーカー、臨床心理ワーカー、教育者、保育者、警察、司法関係者、そ

の他児童福祉業務担当者を通報責任者とした。これらの担当者は児童が虐待され、遺棄された場合の緊急保護、あるいは必要な処分を24時間以内に当地の主管機関に報告すべきであるとされている。報告者は秘密の保持を義務づけられている。

児童の虐待はやっと法律によって保護されるようになったが、一般の人々のみならず、行政関係者さえも、その多くが、児童虐待事件を家庭内の私事と考え、処置したがいらない傾向も多々ある。そこでPRが重要となっている。

むすび

以上、戦後40余年間の社会構造の変動の中における台湾の家庭と児童の生活、主に女性（母親）の社会参加、家族の縮小化、単親家族、児童虐待の様相と、それらに対する福祉政策を概述してきた。また、ここでは述べる事ができなかったが、近年、障害児をもつ家族へのサービスもかなり充実してきている。一方、青少年犯罪（盗み、強盗、家出、暴力など）の増加と低年齢化が、さらには薬物乱用者の数の急増などが深刻な問題となっている。今後は、これらが児童の健全育成の重要な課題となってくるであろう。

*参考文献

- ・蕭新煌「從台湾社会的現況與展望看婦女運動」『婦女新知』第69期 1988年2月
- ・朱雲鵬、陳昭南「調查產業結構、合理分配所得」『聯合報』1988年4月
- ・邊裕淵「女性知識份子與就業」『中国論壇』275期 1987年3月
- ・高淑貴『已婚職業婦女子女照顧之研究』国家科学研究会 1988年
- ・『内政部統計提要』内政部統計処編印 1992年
- ・余巧雲『台湾の児童の生活と健全育成』未出版
- ・林萬億『台北市單親家庭問題及其因應策略之研究』台北市政府研究發展考核委員会 1992年
- ・余漢儀『台北市社会局児童福利服務之績效研究』台北市政府社会局委託專題研究報告 1993年

〈タイ〉 アジア的伝統と 近代の間に生きる家族

曹洞宗国際ボランティア会 事務局長代行 やぎ さわ かつ まさ
八木沢克昌

はじめに

本稿は、筆者が民間の国際協力団体、SVA（曹洞宗国際ボランティア会）の職員として、タイの農村や難民キャンプ、バンコクのスラムにおいて教育や地域開発に携わった通算8年の長期滞在と、年に数回だが通算50回を超える短期滞在中の1980年から1994年までの経験に基づいている。

タイ社会は、中国の雲南省から南下してきたといわれるタイ族が中心であるが、中国系、インド系、マレー系、カンボジア系、ラオス系、そして北部の山岳地帯に住む少数民族山岳民族を含めると、20以上の民族が住む多民族・多文化社会である。宗教的には、仏教の中でも上座部仏教徒が95%を占めて、家族の価値体系に大きな影響を現代に残している。

タイの経済は、ここ30年の間にめざましい発展を遂げている。特に、1980年代後半には驚異的な経済発展を記録して、今まさにNIEES（新興工業経済地域群）の仲間入りをしようとしている。GDPの実質成長率は、1987年から連続して2ケタの成長率を達成している。伝統的な自給自足の相互扶助の農村共同体もその影響を受けて、商品・消費経済の渦の中に巻き込まれている。農業人口は60%を割ったが、世界一の米の輸出国である。タイ社会の基層文化を構成しているのは、稲作農業社会といわれている。

タイ社会は、今、かつて経験しなかった農村と都

市の所得の格差の拡大とともに、自然環境の破壊、農村から都市への出稼ぎの急増とスラムの増大、児童労働・売春やエイズといった、深刻な社会問題も同時に抱えている。こうした中で、家族を取り巻く環境も大きな変容を迫られている。

家族と社会

タイ語で家族を意味する言葉は「クロープ・クルア」である。直訳すると「台所を囲む」といった意味で、同じ釜の飯を食べる単位が家族ということになる。タイの家族というときには、都市と農村、イスラム系と中国系、タイ族、そして、少数民族間では、伝統や習慣が異なる。一般のタイ族の農村と都市の差は存在するものの、ここでは農村と都市を越えて共通する一般的なタイ族について言及する。

タイには、日本的な「家」の観念は存在しない。姓「ナム・サクン」を用いるようになったのは、1916年からである。タイでは、姓は個人名に比べると二次的で、意味をもたない。現在でも、日常生活の中でも公の場でも個人名を呼ぶのが一般的である。

そして、さらに日常的には、「チュー・レン」と呼ばれるニックネームが使用されている。タイ社会では、仏教と同時に精霊信仰が存在し、自然界のモノのすべてに精霊が宿ると信じられている。人間に対しても悪霊がとりつかないように、生まれるとすぐに、およそ人間らしくないニックネームがつけられる。

家族制度と形態

家族制度は、長男が先祖代々の家財産を継いでいく一系的観念はなく、家族は、そのときの親子、夫婦関係で成り立つ傾向がある。一見ゆるやかな家族の関係の中では、親子の絆は非常に強く、親が子を保護、援助するのはもちろん、兄弟姉妹間でも相互に援助し合う。子が親に対しての恩を感じ、身体を売ってまでも親を援助することは現在でも珍しくない。老後の扶養を含めて非常に親を大切にしている。

タイの家族は、核家族が一般的で、1980年の人口センサスでは、核家族が70%を占めている。直系家族が23%、単身者・寄寓者世帯4%の順となっている。核家族といっても、欧米の近代家族のように、夫婦関係を中心とした構造とは異なっている。

家族関係の特徴は、年齢原理が働き、年少者は年長者を敬い、年長者は年少者の面倒をよく見るが、この中では、厳しい支配・服従の関係は存在していない。老人は、家族から大切にされて余生を過ごすことが一般的である。家族の成員は、親子、兄弟姉妹とも相互に比較的平等な関係にある。父親は家族の中心とされるが、権威は絶対的ではなく、子どもに対する父親への服従が強調されることはない。

さらに、ピーノーンという兄弟・年齢意識が強く、血縁関係になくとも、年長者をピー（兄・姉）、年少者をノーン（弟・妹）として呼ぶため、外国人にとっては、誰が実際の兄弟なのか戸惑うことが多い。日常的にも名前の前に、ピーを付けて呼ぶことが一般的である。

伝統的農村社会と家族

タイの伝統的農村社会は、基本的には稲作を中心とした農業共同体であった。農作業を通じての共同体で、働く場所と住居が同じ場所であった。子どもを含めすべての家族が農作業を中心とした労働を分かち合い、子どもといえども重要な家族の労働力である。子どもも家族の中での役割をもっていて、弟や妹の面倒を見たり、家事、農作業とさまざまな役割をもっている。

農作業も田植えや稲刈りといった作業は、村人同士が共同作業として行っていた。それぞれの家族の周辺には兄弟や親族が住んでいて、村全体が相互扶助の大家族の形態である。村人は、血縁関係がなくとも皆、兄弟、姉妹、父母と呼び合っている。

農村社会では仏教寺院が村の精神的な核として存



◀タイ東北部農村の小学校の農園で、給食用の野菜を収穫する子どもたち



▼タイ東北部の農村の子どもたち

在し、村人の生活からは切り離すことができない。村落社会では、結婚の前に出家することは規範となっていて、出家経験のある人を成熟した人として成人と認め、未経験者は、未成熟であるとして一人前の扱いをしない傾向がある。仏教寺院は、長い間精神的価値の形成と教育の機関として存在していた。また、子どもたちは、仏教的教えの中でしつけられて、親の徳を高めるために出家することが社会規範となっている。

農村社会は、相互扶助の家族的共同体として長い間、自然と共存する自給自足的な生活を営んできたが、近代化とともに伝統的な農村社会は大きな変容を迫られている。

急激な都市化と家族機能の低下

工業化と都市化する中で、タイの家族を取り巻く環境は急激な変貌を遂げている。農村から食べるために首都バンコクに子どもを連れて移住する農民の家族の生活様式は、一転する。農村においては、家族が労働を分かち合ってきたが、それぞれが建設現場等での日雇いの労働者としての生活を強いられる。都会の生活は、農村とは違い、もはや相互扶助の家族社会ではない。女性も男性と同じように賃金労働者として働き、結婚しても仕事を辞めることなく働き続けることが一般的となっている。

農村社会では尊敬され孫に囲まれて生活していた老人たちは、都会では生産活動・経済的能力のない存在として家族の尊敬を失い、アジアの伝統であった大家族は崩壊し、農村社会では存在しなかった老後の介護や世話の問題が近代化する社会の大きな問題となりつつある。農村では、親と子どもが一緒に労働をともにし、生活していたのが、都会では家族はバラバラな生活を行う。母親は働くために子どもを保育園やメイドに預けるため、子どもは母乳で育てら

れていたが、それも人工のミルクにとって代わった。

家族の食生活も、農村では自給自足的に自分で生産、採取して家族単位で料理して食べていたのが、都市では自分でつくらなくとも料理されたものを手軽に買ったり、外食ですませることが可能で、便利で快適な生活となりつつある。さらに農村では、寺院や家庭が教育的機能をもっていたが、都市ではしつけ、宗教、道徳、価値等の教育は学校や教師、テレビがとって代わった。

両親は、子どもと過ごす時間よりも、会社で同僚と過ごす時間が多くなり、子どもたちは友達やテレビとともに過ごす時間が最も多くなっている。子どもにとっては、もはや家庭からの影響よりもテレビからの影響が一番強くなった。夫婦にとっても同様で、ともに過ごす時間が農村と比較すると、激減していることも大きな問題となっている。

子どもにとって親の威信は低下し、親子の関係は質量ともに希薄になり、家族の機能はますます低下している。都市での失業と貧困は離婚を増大させて、さらに工業化は、家族を身体的にも心理的にもさらに引き離すことになった。

離婚の増加

急激な工業化と都市化の中で、都市の離婚率が急増している。伝統的にタイ社会は、男性が第二夫人をもつことに寛容で、法律的には認められていないものの、現実としては現在でも少なくない。離婚の原因は、男性の不貞による離婚が大半を占めている。しかし、新しい世代の女性は、男性の不誠実な結婚生活には、寛容ではなくなってきている。このことは、首都バンコクの離婚率の統計にも顕著に表れている。1979年の離婚率が22人に一人だったのが、1986年には、9人に一人の割合となっている。特に、バンコクでは、4人に一人が離婚している。離婚だけ

でなく、家庭内での不和も急激に増えて、子どもの虐待や子どもに与えるさまざまな心理的悪影響が深刻化している。工業化が始まった中部タイや北部タイもバンコクほどではないが、離婚率が上昇している。しかし、タイの貧困の代名詞となっている東北タイの離婚率は最も低い。

家族と貧困、そして、児童労働

貧困、児童労働、そして、スラム問題は、急激な経済成長の陰が家族の中でも最も弱い立場の子どもたちに色濃く反映したものである。現代の奴隷と呼ばれる児童労働（7歳～14歳）は、少なくとも110万人を越えているといわれる。児童労働の中でも少女の売春は、大きな社会問題となっている。そして、家庭の崩壊と貧困によるストリートチルドレンの問題、麻薬や薬物中毒の深刻化。

また、農村では生活できなくなった農民が大都市に生活の糧を求めてスラムを形成している。バンコクの人口の5人に一人がスラムの人口で、150万人が環境の劣悪な中での生活を余儀なくされている。ここでは、不安定な収入と環境の劣悪さから、一般の地域よりもさらに離婚率が高い。また、タイ全体でも貧困水準以下の生活をしている家族が、1990年でも18%を越えている。タイ社会全体の貧富の差はま



▲首都バンコク。近代的高層ビルの手前にはスラム街が広がる。

すます拡大している。タイは、今、エイズがアジアで最も深刻な国となっている。このままいくと21世紀には、エイズの問題がタイの家族問題の中で大きな位置を占めることが予想されている。

おわりに

社会的にはさまざまな問題を抱えるタイの家族であるが、日本と比較すると全体的には、家族や共同体が強く機能している。経済的指標や社会福祉制度、民主化、人権という視点では、確かにタイは問題や矛盾を抱えている。しかし、人生の最後を迎える老人たちは、日本と比較するとはるかに尊敬され大切にされている。また、子どもたちも日本ほど受験競争が厳しくなくて、伸び伸びしている。大人も日本のような過労死をしたりするほど疲れていない。日本と比較すると、生まれて間もない子どもがたくましく、元気で人生の最後を迎える老人が敬愛されるタイの家族。

家族の絆や温かさを、タイに滞在したことのある日本人の大半が感じている。親や年長者に対する尊敬と、弱い人に対する慈愛は、時代や国境を越えて大切な価値であることを痛感させられる。どちらが先進国なのかをつくづく考えさせられる。子どもが未来への希望をもてない社会には、未来はない。未来に対して希望がなければ、現在の幸福はない。家族とはいったい何なのか。また、家族のあるべき姿を考えると、異文化である同じアジアのタイの家族から学ぶことがあまりにも多い。

*参考文献

- (1)平成4年度発展途上国児童問題調査研究事業報告、国際厚生事業団
- (2)SOCIAL DIMENSIONS OF INDUSTRIALIZATION IN THAILAND, DR. SUNTARAE KOMIN
- (3)タイ国経済概況(1992年～1993年)、バンコク日本人商工会議所
- (4)もっと知りたい「タイ」、弘文堂、綾部恒雄・永積昭
- (5)タイの辞典、同期舎

〈アメリカ〉

変わりゆく家族

—その定義、構造と連邦政府の家族政策

全米公的福祉協会 調査研究部長
ワシントン全国高齢者虐待センター 所長

たたらとしお
多々良紀夫

はじめに

アメリカの家族の現状について述べるのは、至難の業である。その理由は第1に、アメリカにおける“家族”という言葉の概念があいまいで、広く受け入れられるような定義が存在しないということである。もう一つは、家族の定義が過去20~30年の間に急激に変化し、それが今も続いていることである。家族について論ずることは、射撃練習で動く標的を撃とうとするようなものである。

家族の変容

(1) 変わり続ける家族の定義

アメリカにおいて、“家族”の規範的定義が過去30~40年間に大きく変化したことは疑いの余地がない。社会学者George P. Murdockは、家族を「同居、経済的協同及び生殖作用の特徴をもつ社会集団。その中には成人男女が含まれ、そのうちの少なくとも二人は社会的に認められた関係を維持しており、性生活を営むこれら成人の間に実子か養子が一人以上いる」と定義した。

Parsons、Miller、Swanson、Goodeなど他の社会学者は、Murdockのこの定義を本質的に受け入れ、その概念的基盤に立ってさらにそれを拡張していった。こうして、アメリカの家族の規範的定義が形成され、その後の社会政策に影響を及ぼすことになった。当時支配的だった理論家に共通していたのは、“白人、アングロ・サクソン、プロテスタント、中流家庭”を、社会の模範として理想化することであ

った。彼らは非白人、非プロテスタント、非中流の家族の検討や、多様な家族形態が存在する可能性の模索さえしなかったのである。文化的多様性の研究は1960年代以降一般的になっていくが、それ以前の社会学者がこうした文化的多様性に配慮しなかったことは、のちに社会活動家の間で論争のもとになった。

1965年、ハーバード大学で教育を受けた政治学者Daniel P. Moynihan（現上院議員）は、それまでの規範的家族形態に対する見解をめぐり、大きな社会的論議を巻き起こした。黒人家庭とその福祉依存の増大に関する広範な研究から、黒人の女性世帯主家庭(female-headed family)の数が急増していることに着目し、「父親のいない黒人の子どもたちは、もがき苦しんでいる」と結論づけた。そして彼は、広く受け入れられている家族モデルに黒人家庭を準拠させることによって、蔓延する貧困を減らすような政策を求めた。

Murdockの家族の規範的定義は、当初一部の理論家から、文化的に偏向していると批判されたが、Moynihanの研究に対する否定的反応はそれ以上であった。公民権運動家や黒人指導者、社会学者は、彼の見解は人種差別的であると攻撃した。女性世帯主家庭は、黒人がゲットーの状態に適応せざるを得なかった結果であり、またいくつかの独特な長所も持っているというのが、彼らの主張であった。ある批評家はさらに次のようにも述べている。「離婚、婚外子、女性世帯主家庭は、西欧社会の白人中流階級

の価値観でとらえると別だが、そうでなければ必ずしも機能を欠いているとはいえない」。Moynihanに対する批判の数々は、それが正当であったか否かは別として、「文化的相対主義」（いかなる文化の間にも優劣はないとする考え方）が強かった1960年代の知識人や社会の風潮を反映するものであった。

しかし、黒人社会に増大しつつある貧困に対処するには、政府の介入が必要であるというMoynihanの考え方は、当時多くの人々から拒否されたものの、連邦や州レベルの政策担当者にその後も長く影響を及ぼした。今日、政策担当者や社会学者が、黒人や他のマイノリティに対する政策について、人種差別主義的であるとの非難を受けることなく議論できるのは、Moynihanに負うところが大きい。

1960年代末期から1970年代を通じて、文化的相対主義者、急進的フェミニスト、新マルサス主義の人口学者、そしてさまざまな家族問題の専門家や社会活動家（例えば、社会学者、マリッジ・カウンセラー、家族セラピスト、ソーシャルワーカー、黒人指導者、同性愛運動の支持者）は、父親、母親、子どもからなる伝統的核家族の考え方やその土台となっている中流階級の価値観を批判した。「The Family Coordinator」「Journal of Marriage and the Family」「Social Work」「Social Casework」などの専門誌は、これらの人々の論評を頻繁に掲載し、核家族という家族形態に対する批判を正当化するとともに、多様な家族形態の模索を一般的なものにした。

こうして、1970年代の終りには、社会全体が、核家族やそれを支える中流階級の価値観を敵対視するようになっていた。その結果、1980年の「家族に関するホワイトハウス会議(the White House Conference on Families)」では、「多元主義(pluralism)」と「変わりゆく家族」が全体テーマとなり、「家族形態の多様性」を擁護する人々が会議参加者の人選や議事内容を掌握した。さらに、会議の指導的立場の人々は、「家族はアメリカに健在である」と宣言した。

彼らにとって、家族は困難な状況にあるのではなく、単に変化しているにすぎなかったのである。こうした情勢の変化は、伝統的家族の信奉者であるジミー・カーター大統領が想像していたものとはいささか異なっていた。かつて「アメリカの家族は困難な状況にある」というテーマについて声を大にして発言した彼は、「アメリカの家族に関するホワイトハウス会議(a White House Conference on the American Family)」を招請するとともに、連邦政府が家族政策の模索に関心をもっていることを表明したのである。

「1980年家族に関するホワイトハウス会議」は、家族論の「政治問題化」をいっそう進めることにもなった。実際、ロナルド・レーガン大統領の選出に伴い、政権がリベラルから保守へと転じたことにより、家族問題が政治問題化する傾向により拍車がかかることとなった。こうして、家庭内暴力、中絶、福祉と労働、犯罪、教育、保健、環境、人種統合などの問題は、1980年代には、政治的論争の格好の話題となったのである。それと同時に、家族問題に対する社会学者の影響力は低下した。

(2) 近年の家族の変容

連邦政府内部でも、家族の定義は多種多様で、省庁により、また同一省庁内でもプログラムにより異なる。連邦政府の家族の定義の一つとして、合衆国国勢調査局(the U.S. Bureau of the Census)が現在公式に採用しているものがある。以下の通りである。

家族とは、血縁、結婚または養子縁組に基づく親族であり、同居している二人以上の集団（うち一人は世帯主）である。家族に準ずる親族(related subfamily members)を含むこうした人々は、すべて一 가족の成員と見なされる。

次に、国勢調査局のデータに基づき、過去20年間の家族の変化を簡潔に分析することにする。ただし、

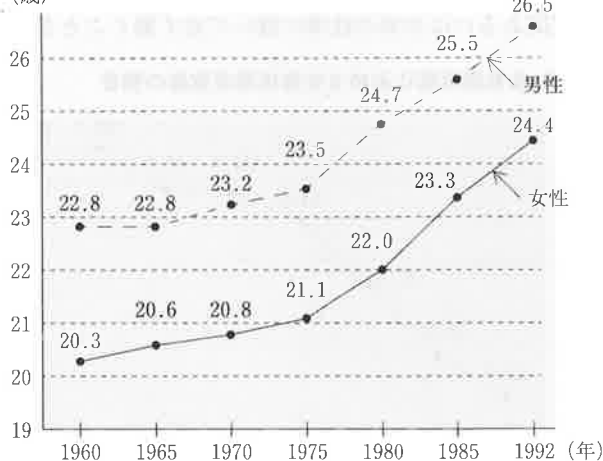
変化の諸相のうち重要なものを示すことにする。

結婚の状況：表1. が示すように、1970年から1992年の間に、成人人口に占める既婚者の割合はかなり低下した。特に、黒人における既婚成人の割合は1970年の64.1%から1992年の43.0%と、その低下が著しい。逆に、成人人口に占める独身者の割合は、同じ期間中大きく増大した。今日、黒人が独身のままでいる傾向は、他のいかなる人種・民族グループよりも強く、1992年には、白人36.5%、ヒスパニック39.7%に対し、黒人の57.0%が未婚であった。こうした変化の背景には、晩婚化と離婚の増加という二つの要因があると思われる。

晩婚化：20～30年前と比較すると、晩婚化傾向は明白である。図1. で分かるように、1992年、初婚年齢の中位数は男性は26.5歳、女性は24.4歳で、1960年から男性は3.7歳、女性は4.1歳上昇していることになる。男女ともに、1970年代に初婚の晩婚化傾向が始まり、この傾向は1980年代も続いた。

離婚：過去20～30年間にアメリカの家族にもっとも大きな影響を与えた要因の一つは、離婚件数の増加である。表2. が示すように、全成人人口に占める離婚者の割合は、1970年から1992年の間に、3倍

図1. 初婚者の男女別中位数年齢 (歳)



Source: Bureau of the Census, Marital Status and Living Arrangements: March 1992, Current Population Reports, Series P20-468 (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1992).

に迫る増加である。さらに、国勢調査局のデータによると、過去20年間に、ヒスパニックの離婚が顕著である。1970年から1992年の間に、離婚した成人の数は白人で271.3%、黒人で299.6%増加したのに対し、ヒスパニックは427.0%増加している。

女性世帯主家庭の貧困状況：離婚の増加は、未婚女性の増加と相まって、多くの女性世帯主家庭を生み出した。女性世帯主家庭の経済的困窮は、表3. に如実に現れている。人種全体としては、1992年、女性世帯主家庭の38.5%が貧しいと見なされている。所得が連邦政府の定めた貧困ラインを下回っていたわけである。女性世帯主家庭の中でも、黒人、ヒスパニックの家庭は、白人よりも貧困傾向が強い。1992年の貧困率は、黒人53.7%、ヒスパニック51.2%、そして白人30.2%であった。しかし、これらの暗い数字にもかかわらず、黒人、ヒスパニックの女性世帯主

表1. 成人 (18歳以上) の人種別結婚率 (%)

結婚状況		年	1992	1980	1970
白人	既婚		63.5	67.2	72.6
	未婚		36.5	32.8	27.4
黒人	既婚		43.0	51.4	64.1
	未婚		57.0	48.6	35.9
ヒスパニック	既婚		60.3	65.6	71.8
	未婚		39.7	34.4	28.2
全人種	既婚		61.2	65.5	71.7
	未婚		38.8	34.5	28.3

Source: U.S. Bureau of the Census, Marital Status and Living Arrangements: March 1992, Current Population Reports, Series P20-468 (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1992).

表2. 成人 (18歳以上) の人種別離婚率 (%)

人種	年	1992	1980	1970
白人		8.6	6.0	3.1
黒人		10.8	8.4	4.4
ヒスパニック		7.3	5.8	3.9
全人種		8.8	6.2	3.2

Source: U.S. Bureau of the Census, Marital Status and Living Arrangements: March 1992, Current Population Reports, Series P20-468 (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1992).

帯主家庭のうち、貧困家庭が占める割合が、過去20年間に減少していることは指摘されるべきである。

図2. は女性世帯主家庭の貧しい経済状況を示すデータである。全貧困家庭のうち、女性世帯主の貧困家庭の割合は、1960年以来激増した。1992年、全貧困家庭の52.4%を占めた。

母子家庭の子ども：女性世帯主家庭の多くは、経済状況のいかんを問わず、子どもがいる。言い換えれば、表4. が示すように、今日かなりの子どもが母子家庭で生活している。1992年、人種全体では、子どものうち23.3%が母子家庭である。しかも、黒人の子どもの場合は過半数（53.8%）にもものぼる。さらに、全人種・民族グループにおいて、母子家庭で生活する子どもの割合は、過去20年間で大きく増加したこともわかる。

このように、過去20～30年間に、アメリカの家族には多くの変化があった。なかでも特筆すべきは離

婚件数の増加である。この結果、女性世帯主家庭の数が増大した（ただし、未婚女性の出産が増加したことも、母子家庭の増加の原因となっている）。さらに、女性世帯主家庭のうち、かなりの割合が貧困生活をおくっている。また、マイノリティー、とりわけ黒人は、白人と比較すると、こうした変化をいっそう激しく経験している。そして、伝統的核家族が減少していることも明白である。

連邦政府の家族政策

1994年6月14日、クリントン大統領はミズーリ州カンザスシティでの演説で、福祉改革計画である「1994年労働及び責任法」(Work and Responsibility Act of 1994) を発表した。向こう5年間で連邦予算を93億ドル追加計上することを提案した。さらに、1992年の大統領選挙運動中に掲げた公約である“現在の福祉のあり方に2年で終止符を打つ”ことへの同政権の取り組みを概説、新政権は“各家庭にこれまで以上の要求をする……親には負担すべき子どもの養育費を支払うよう求める……若者には学校を退学せず麻薬には手を出さないよう求める……国民には勤勉に働き、しかるべく行動することを求める”と明言した。これが成立すれば、1971年以降に生まれた公的扶助受給者に、2年間の受給後には、民間あるいは公共の仕事に就いて必ず働くことを強

表3. 女性世帯主家庭の人種別貧困状況 (%)

人種	年	1992	1986	1976	1966
白人		30.2	30.6	28.0	29.7
黒人		53.7	53.8	55.7	65.3
ヒスパニック		51.2	52.9	56.6	不詳
全人種		38.5	38.3	37.3	39.8

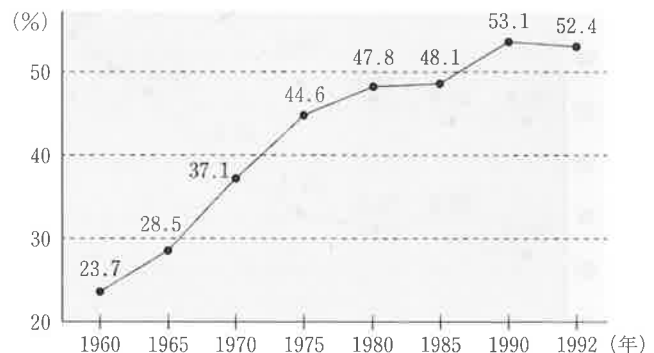
Source: U.S. Bureau of the Census, Poverty in the United States: 1992, Current Population Reports, Series P60-185 (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1993).

表4. 母子家庭で生活する子どもの人種別割合 (%)

人種	年	1992	1980	1970
白人		17.6	13.5	7.8
黒人		53.8	43.9	29.5
ヒスパニック		28.5	19.6	不詳
全人種		23.3	18.0	10.8

Source: U.S. Bureau of the Census, Marital Status and Living Arrangements: March 1992, Current Population Reports, Series P20-468 (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1992).

図2. 全貧困家庭に占める女性世帯主家庭の割合



Source: Bureau of the Census, Poverty in the United States: 1992, Current Population Reports, Series P60-185 (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1992). p. XVI.

制することになるであろう。

同政権は、2000年には240万人の成人受給者がこのプログラムの対象になると予想しているが、彼らの子どもも含めれば、この政策の影響を受ける国民は、総計約1,000万人にのぼり、子どもを含む何百万という家族に影響を及ぼすことは必至である。

この「労働及び責任法」の意図は「対象となる(targeted)」ある一定の家族の生活に介入し、所定の変化をもたらそうとするものであることからすれば、同法には明確に述べられてはいないが、これは連邦政府による家族政策の一例といえる。連邦政府のこの種の家族政策は、ほかにも保健、教育、住宅、社会保障、社会サービス、刑法、雇用と労働、商業と金融、税などに多く見られる。言い換えれば、連邦政府の政策のほぼすべてが、家族に何らかの影響を与えるといっても過言ではない。政策の中には、特定の家族にのみ影響を与えることを意図したものもあれば(例えば福祉政策、家族計画政策)、広範な家族に影響を与えるよう策定されるものもある(例えば税政策)。にもかかわらず、アメリカには今日、総合的で公式、かつ具体的な家族政策は何らない。代わりに、家族に関する条項(family component)を含んだ多様な連邦政策が存在するだけである。連邦政策の中には、家族に関する条項としての「望ましい目標」を明確にうたっているものもある。望ましい目標とは、家族がともに生活できるようにすること、親が家庭の外で働きながら子どもの世話もできるようにすること、女性が出産するか否かを自ら決定できるようにすること、家庭が経済的に自立できるようにすること、そして高齢者家庭が生活を維持できるようにすること、などである。

これらを盛り込んだ連邦政策としては、

- ・「勤労所得税控除(the Earned Income Tax Credit: EITC)」を、家族数に応じて子どものいる低所得の勤労家庭にも拡大すること
- ・「児童保育、発達のための包括交付金(the Child

Care and Development Block Grant)」により、保育費用を援助すること

- ・「低所得者医療保険(Medicaid)」を拡大し、妊婦と乳児に対する母子保健給付を含むようにすること
 - ・児童扶養実施法(the Child support enforcement law)」により、不在の親に対して子どもの養育費の支払いを命ずること
- などがある。

概して、連邦政府の家族政策における望ましい目標は、ときの政権によって家族というものがどのように定義されているかを反映している。例えば、レーガン政権のメディケイド政策では、伝統的な家族形態の維持を目的に、低所得の女性の中絶費用を連邦が支払うことを拒否しており、これはレーガン大統領の「生命尊重(pro-life)」の考え方と一致するものであった。当初から、レーガン大統領とその支持者は、家族問題に対する連邦政府の介入は最小限に止めるべきであり、「経済成長と複合的な政府支出の削減」、並びに「国民の税負担のさらなる軽減」の達成に努力を傾注すべきであると主張した。また、既存の福祉プログラムは反家族的で、福祉依存を助長し、経済的自立を阻害し、ひいては家族を弱体化させるのではないかと主張した。これらの主張は、その先鋭さにおいて程度の差こそあれ、全体としては1980年代の連邦政府による国内政策の基礎となっていた。

一方、クリントン政権は、中絶費用についてはある一定の条件下で連邦が負担することに好意的な態度を示しており、これはクリントン大統領の「個人の選択権の尊重(pro-choice)」の立場を反映するものである。共和党政権と民主党政権の家族観は、勤労者が新生児や病気の家族の介護のために、短期間仕事を休めるようにするという「家族介護休暇(Family and Medical Leave)」に関する連邦法制定の取り扱いにおいても、その相違が明らかであった。1990年、ブッシュ大統領は、この法案が議会両院で可決

されたにもかかわらず、このような連邦法は、小企業とその従業員にとって不当に厳しいものになるだろうと主張し、拒否権を行使した。しかし、クリントン大統領は、この国の勤労者は誰も、仕事をとるか、新生児や病気の家族の介護をとるか二者択一を迫られる必要はないと述べ、「1993年家族介護休暇法(Family and Medical Leave Act of 1993)」に署名、同法の制定となった。

このように、保守、リベラル両派とも、アメリカの家族を強化することに関心はあるが、連邦政府が果たすべき役割についての両派の見解はまったく異なっている。1980年代、民主党議員はレーガン、ブッシュ両政権が提出した国内問題の政策のほとんどに反対した。従って、重要な福祉改革立法である「1988年家族支援法(Family Support Act of 1988)」が、超党派の努力の結果成立したことは画期的なことであった。

振り返ると、この福祉改革法の可決は、政治における福祉論議の転機であった。特に、“仕事”と“家族の責任”の重要性について強く主張し始めたリベラル派あるいは民主党にとってはなおさらであった。例えば、前述のように、大統領選挙運動中、ビル・クリントンとアル・ゴアが掲げた“現在の福祉のあり方に2年で終止符を打つ”という公約は大胆なものである。このような福祉についての政治的主張は、かつては保守派特有のものと思われていたものであるが、今や主流を占めるようになったのである。

おわりに

アメリカにおいて、家族という言葉が思い起こさせるものは人によって異なるが、強い家族が社会の基礎であるという考え方については、保守、リベラルの間で何ら異論はない。過去20~30年間に、家族の定義は大きく変化した。この変化はその時々の社会的、文化的、政治的状況を反映してきた。アメリカでは長い間、家族は主として社会学者の研究対

象であり、社会学者はおおむね、家族の規範的定義の変化に興味を集中させた。1970年代に、伝統的家族の減少を示すデータが得られるようになると、家族に関する議論の場はアカデミズムから社会政策の分野へと移り、“アメリカの家族”を守るために政府が果たすべき役割が議論の中心となった。それでもなお、家族とは何かという定義は政策担当者により異なっていた。

連邦政府による国内政策の多くが直接的、間接的な影響を家族に及ぼすにもかかわらず、いまだに連邦政府は公式な家族政策を策定していない。保守とリベラルの政治的イデオロギーは、家族とは何か、家族の価値とは何か、という問題をめぐって衝突し、連邦政府の福祉政策に関しても同様の衝突が起こっている。しかし、クリントン大統領が提案した「1994年労働及び責任法」は、連邦政府による新しい政策となる可能性がある。同法は、家族が経済的に自立するために働く責任について明記しており、家族の責任はどうあるべきかについての保守、リベラル間の見解の相違は最小限に抑えられている。さらに、いまや福祉は依存から自立への短い過渡期間の支援にすぎないという点でも、保守、リベラル両派の意見は一致している。

最後に、アメリカは急速に高齢化社会に向かっていく。現在、18歳以下の子ども6,700万人に対し、60歳以上の高齢者は4,200万人である。しかし、子どもの人口の増加率が小さいのに対し、高齢者の人口は毎年急増している。国勢調査局の予想では、この趨勢が続けば、2020年までに、高齢者人口は7,200万人に達するが、子どもの人口は6,600万人に減少するという。アメリカは建国以来初めて、高齢者が子どもを上回ることになる。こうした人口構成の変化から生じる社会的、経済的、政治的問題は、きわめて深遠かつ複雑であり、関係各方面から慎重に検討される必要がある。(原文英語・翻訳：川口和子)

*事務局より：参考文献は省略しました。

国際比較調査でみる

世界の親子・家族

静岡大学 教授 ^{ふか や まさ し} 深谷昌志

1. 朝食の風景

さまざまな社会を旅すると、さまざまな家族の姿に出会う。そうした姿を感覚的にとらえるだけではなく、ひとつの尺度を使って比較してみたいと、国際比較調査に乗り出してから10年以上の時間が過ぎた。その結果、日本の家族や子どもをめぐる状況が悲観するほど悪いものではないと思う反面、気になる点も少なくないのに気がついた。

現在、ニューヨークや上海などを対象として調査を展開しているが、集計中の段階なので、ここでは、1992年に行った3回目の比較調査の結果を中心に、いくつかのデータを紹介することにしたい。

調査してみると、思わぬところに数値の開きが認められて、はっとさせられることがある。一例として寝室を取り上げてみよう。東京の子どもたちが親と寝ている割合は22.6%で、子どもたちだけで寝ている形が定着してきたのがわかる。しかし、ストックホルムは1.7%、オークランド(ニュージーランド)2.2%、サクラメント3.3%のように、西欧文化圏に住む子どもたちは親と完全に別室で眠っている。それに対し、アジア圏ではバンコク33.6%、ハルビン33.5%、ソウル31.9%のように、親と同室している子が少なくない。

もちろんアジアの場合、経済的な貧しさを背景にした居住環境の劣悪さが、親との同室をもたらした一因であろう。しかし、それと同時に、アジアでは

親子の関係が密着しているのに対し、西欧では分離しているところに親子関係の特徴が認められる。親との同室に、そうした文化的な背景が存在しているように思われてくる。

次に、表1. に目を通してほしい。これは、朝食の様子を示しているが、ていねいに目を通すと、いくつかの傾向が浮かんでくるのが分かる。

バンコクやソウルの「自分の家で食べる」割合が低いのは、東南アジアの多くの社会で、朝食を屋台で食べる慣習があるのを示している。街角に屋台があって、豆乳や揚げパンを売っている。安いうえにおいしいので、家の外で朝食をとる子が多いのである。

また、サクラメントでは欠食率が高い。親が離婚した、あるいは母親が働きにでて家を早くでたなどの理由で、朝食を家庭で食べれない子が少なくない。そのため、学校では「ブレイクファスト・プログラム」という名で、給食サービスを始めたという。朝、学校を訪ねてみると、胸にシールをつけたたくさんの子が校門の前に集まっていた。朝食を食べる子らしい。やがて、校門が開き、係員がシールを確かめつつ子どもをカフェテラスに入れた。パンと牛乳、それに卵とソーセージぐらいの簡単な朝食だったが、この学校では2割強の子がプログラムに参加していた。「こうした子は朝と昼の食事を学校でとり、夕食は粗末な場合が多いと思う。だから、家庭が子ども

を保護する機能を失っているのが問題で、給食は本来の意味で問題の解決にならない気がする。でも、現状ではこれしか方法がない」とは担当者のコメントだった。

さらに、ストックホルムやオークランドでは、子どもだけで朝食をとる「孤食率」が高い。西欧文化圏では朝食は牛乳にパン、それにチーズやコーンフレークス程度の簡単な場合が多い。夜はともかく、朝食はそれぞれがさっと食べていけばよいという感じらしい。

日本でも朝ご飯を食べない子の存在が社会問題になることが多い。しかし、こうした調査データを手がかりにすると、日本の子の欠食率や孤食率が低いのが分かる。少なくとも、日本は自分の家で朝ご飯を食べてくる子が多い社会に属している。

もっとも、夕食になると「家族全員で食べる」割合が高いのがサクラメントの77.4%、台北の73.5%など、多くの社会で6~7割が全員で夕食をとっている。それに対し、東京は父親の39.3%が不在なので、家族全員で夕食を食べる割合は40.7%にとどまる。

2. 親からの保護

図1. は、「けんかをして元気がない」や「学校からの帰りが遅い」などのときに、親がどれくらい心配するかを子どもたちに尋ねた結果を示している。ハルビンは北京から飛行機で1時間30分、黒龍江省の中心でロシア風の建物の並ぶエキゾチックな町だが、ここでも一人っ子政策が厳格にとられており、子どもたちの91.2%は「一人っ子」だと答えている。なお、少数民族は2人の子が認められているので、8.8%はそういう背景の子たちなのであろう。いずれにせよ、一人っ子なので親たちは子どもを大事に育てている。中国についてのルポルタージュなどでは、過保護な状態を「小皇帝」「小太陽」などと報じられることが多いが、経済的にはまだまだ豊かとはいえないうえに、社会主義の風土も残っているので、日本に感じるような過保護の雰囲気ではない。

それでも、図1. のように、ハルビンの親はなにかあるたびに子どものことを心配している。発熱をしたら親が「とても心配する」と思う子どもが83.3%に達するのがその一例であろう。

そうしたハルビンの親と比較して、ストックホルムの親が子どもの心配をしないのが目につく。具体例をあげるなら、発熱で「とても心配する」割合が17.4%にとどまっている。

福祉社会として知られるストックホルムはかねがね訪ねてみたいと思っていた町であった。本調査に先立って、スウェーデン第2の都市マルメの学校でプリテストを行うことにした。ところが、テストを始めた途端、子どもたちから、答えにくいとの声があがった。

聞いてみると、「家族の人数」が

表1. 朝食の様子

都 市 名	欠食率	孤食率	自分の家で食べた割合	給食その他
				(%)
サクラメント	12.6	32.9	79.6	7.8
東 京	1.4	18.6	97.7	0.9
ハ ル ビ ン	1.2	24.5	98.2	0.6
ストックホルム	5.3	34.3	94.2	0.5
オークランド	8.0	38.6	89.5	2.5
バ ン コ ク	3.5	36.8	84.2	12.3
タ イ ペ イ	1.7	18.2	84.6	13.7
ソ ウ ル	5.1	15.0	93.9	1.0

答えにくいという。離婚の後、父親が連れ子のいる人と再婚し、それから妹が産まれた。連れ子は両方の家を行ったり来たりしているので、家族に入れなくてよいと思うがどうか。そうかと思うと、離婚してから、母親の元に男性が泊まりにくるが、あの人を家族と呼びたくない。さらに、平日は母親の元で暮らし、週末は父親の家に行く。僕にとって両方が家族と考えているがそれでいいか。

アメリカで調査をしているときも、家族の人数が答えにくいとの声が少なくなかった。家族というと「夫婦と未婚の子ども」から構成される核家族を連想する。しかし、現在では、仮に形のうえでは核家族でも、再婚や連れ子、継父母などの関係が含まれるので、家族の構成が複雑になる。アメリカで調査したいくつかの学校の場合、多い場合は子どもたちの6割、少なくとも4割が親の離婚を体験していた。

それでもアメリカの子は暗い感じで親の離婚を語っていた。ところが、ストックホルムの子はあっけ

らかんという調子で親の不和の話をする。親の離婚がそれだけありふれた現象なのかもしれない。親はいつ離婚するかもしれない。だから、自分は自分らしく親に頼らずに生きていこう。そうした自立した大人びた感じが、ストックホルムの子から伝わってくる。それはよいのだが、図1.の通りに、ストックホルムの子は「食欲がない」や「帰りが遅い」などがあっても、親は心配しないだろうと思っている。

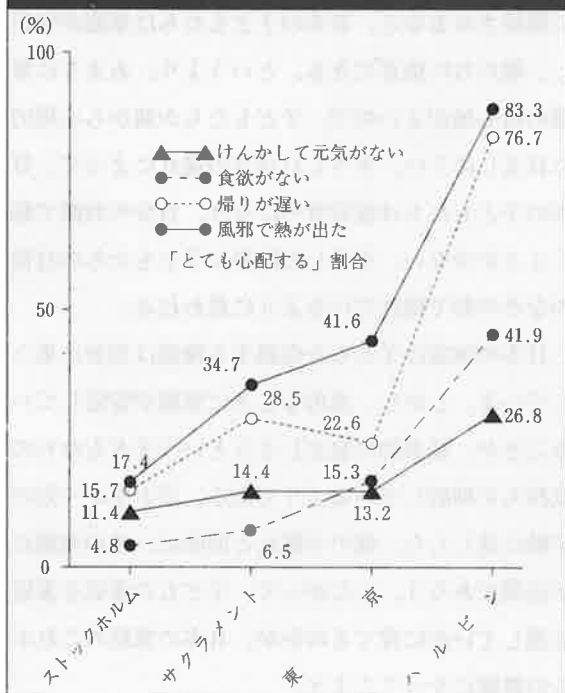
ハルビンの親のように心配しすぎる親も問題であろう。しかし、ストックホルムの親のように子どものことを気にしない。厳密にいうなら、子どもたちが親から「心配されていない」と思っているのは、問題がより深刻のように考えられる。

3. 自信を欠く子どもたち

すでに触れたように昨年から、国際家族年を記念して「子どもにとっての家族の意味」を確かめる調査を上海やロンドン、ニューヨークなどで実施してきた。そのときも調査票作成段階で、家族の崩壊が問題になった。

具体的には「お母さん(お父さん)が好きですか」などの設問が妥当性を欠くという。仮に「好き」と答えたとしても、そのとき子どもが「産みの母」をイメージしたのか、それとも「(現在同居している)継母」を考えて答えたのかが分からない。かといっ

図1. 親が心配するか



て、「あなたが生活をともにしているのは産みの母親かそれとも継母か」と尋ねるのは、子どもの心を傷つけそうなので、できることなら避けたい。

そうすると、「母親を好きか」と尋ねたところで、きちんとしたデータをとりにくいということになり、調査票から「母親」や「父親」を省くことになった。そのかわりに、「朝ご飯を食べているとき楽しいか」や「あなたの家の人は仲がよいか」「あなたが病気になったら家の人は心配するか」など、家庭にいるときの居心地を尋ねることにした。

ちなみに、先ほどの家族の人数は「朝起きたときに何人で寝ていたか」で答えてもらうことにした。血がつながっていても構わない。いっしょに暮らしていれば、家族になるという解釈である。

そう定義してから混乱はなくなり、ニューヨークやロンドンの調査はスムーズに進んだ。考えてみると、固定したイメージの家族が存在しなくなったの

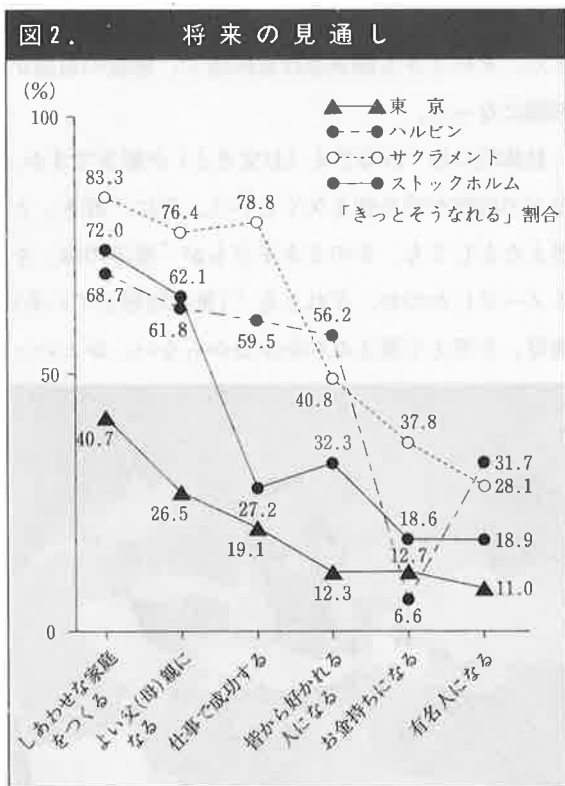
が、現在の家族をめぐる状況なのであろう。

そうした意味では、欧米と比べ日本の家族は安定しており、子どもたちは親に依存し、親を信頼しているように思われる。それでは、その子どもたちは順調に成長しているのでしょうか。

図2. は子どもたちに将来についての見通しを尋ねた結果である。図から明らかなように、サクラメントの子は将来に夢を抱いている。また、ハルビンの子も、社会主義社会の子らしく「お金持ちになる」のはむずかしいかもしれないが、「しあわせな家庭を作る」ことは「きっとできるだろう」と考えている。さらにストックホルムの子は、福祉型社会を反映して社会的な達成に意欲を示していないが、家庭の幸福は確保できるだろうと将来を見通している。それに対し、日本の子は社会的な達成はむろんのこと、家庭的なしあわせについても見通しは暗いと感じている。

もちろん、日本の子どもたちの意欲の乏しさは教育加熱状況のもたらしたものであろうが、親子関係に関係させるなら、日本の子どもたちは家庭が安定し、親たちに依存できる。というより、あまりに家庭の居心地がよいので、子どもたちが親から心理的に自立しにくい。そうした自立の遅れによって、日本の子どもたちは温室育ちになり、自分の判断で動くことが少ない。そうした結果が子どもたちの自信のなさの形で現れているように思われる。

日本の家庭は子どもを保護する機能は十分に果たしている。しかし、皮肉なことに家庭が安定していることが、社会的に自立しようという子どもたちの気持ちを抑制しているようである。子どもが一定の年齢に達したら、親の子離れと同時に、子の親離れが必要であろう。したがって、子どもの意欲を家庭を通していかに育てるのが、日本の家庭のこれからの課題になってこよう。



テレビ番組にみる

世界の親子・家族

NHK放送文化研究所 主任研究員 小平さち子

今日、テレビ放送が実施されていないのは、世界187国のうち、わずか18国である（1993年末調査）。放送の状況はさまざまに異なるとはいえ、多くの国々の子どもたちにとって、テレビは、大きなかわりをもつメディアということができよう。そうした中であって、“親子”や“家族”は、どのような形でテレビ番組に登場しているのだろうか。その社会的背景に目を向けながら、最近の海外の子ども向けテレビ番組の状況を紹介することとしたい。

1. 現実社会における“家族”の直視

(1) 両親の離婚

“家族や親子を描いた子ども向けのテレビ番組”という真っ先に思い出すのは、1980年代半ばに視聴したノルウェーの『三角関係』(Triangle)というローティーン向け番組のことである。十代初めの少女と、離婚後の母親、父親とのかかわりの変化を、少女の目から描いたドラマであった。

少女は、両親の離婚後、母親と同居しており、1週おきの週末は、別居している父親を訪ねて一緒に過ごすという生活をしている。彼女自身、新しい生活にそれなりに適応していると思っていたところが、同居中の母親に新しいパートナーとなりそうな男性が現れ、少女の気持ちは揺れ始める。少女が父親への思いを募らせて、突然父親の家を訪ねると、そこには新しいパートナーがおり、しかも彼女は身重で

あった。少女は、何ともいえない複雑な気持ちのまま、父親の家で寝つかれない夜を過ごす。翌朝早く、ひとり外で陽気に歌いながら雪かきをする父親を、少女と父親の新しいパートナーが、それぞれの部屋からほほえみかけ、一緒に歌うというところで番組は終わっていた。

当時、ヨーロッパで深刻化し始めていた“両親の離婚”という社会現象を、ローティーンの子どもの目で描き、同様の状況に悩む子どもたちに、難しい人間関係の中で、どのように自分自身の気持ちをコントロールしていったらよいかについてのヒントを与えると同時に、当事者ではない子どもたちに対して、このような立場にある友人たちへの理解を促すというねらいをもつ番組であった。1980年代以降、一般成人向けのドキュメンタリーやディスカッション番組だけでなく、子ども向けのドラマ番組でも、社会の厳しい現実を目を向けるものが増えたのは、ヨーロッパのテレビ番組の特徴のひとつだったといえる。

日本でも当時、“離婚した両親”という設定のファミリードラマは存在していたが、全体にコミカルな要素が強く盛り込まれていたり、情緒的な描かれかたがされることが多かっただけに、このノルウェーの番組がとても新鮮だったことを思い出す。

(2) 2つの家族

オーストラリアでは、『ウィナーズ』(Winners)と

いう、身の回りの生活、社会現象に目を向け、自ら考えるきっかけを与えようとする、6～13歳向けテレビシリーズが、1980年代後半から放送されている。このシリーズの中の印象的な番組に、3歳の時からオーストラリア人家庭の養女として育てられてきた13歳のベトナム少女のストーリー『オン・ローン』(On Loan)がある。

少女は、養父母の愛情のもと幸せな日々を送ってきたが、ある日突然、死んだと思っていた父親から、オーストラリアに会いに来るという手紙を受け取り、苦悩が始まる。父親の出現によってよみがえったベトナム人としての固有の文化と、育ての親や弟たちとの生活の中で身につけてきたオーストラリアの文化との間で、自分自身がひきさかれていくを感じる。少女と一緒に連れて帰りたい実の父親、このままオーストラリアに残ってほしいと願う養父母、いずれも静かに少女の判断を待とうとする。“親子の愛” “2つの文化” “戦争の悲しさ”など、いくつにも重なりあう社会現実の問題を、正面から問いかける番組であった。

(3) 子どもがとらえた“家族”

本年(1994年)5月末から6月にかけて、ミュンヘンで開催された、子ども向けテレビ番組だけを対象とした国際コンクール『プリ・ジュネス』に参加する機会を得て、世界各国の番組を視聴してきた。このコンクールへの応募番組の中にも、いくつか興味深い例を発見することができた。

そのひとつは、小学生向けの番組の中に、子どもたち自身が番組制作にかかわる例が目立ったことである。イギリスの公共放送BBCの伝統ある青少年番組部門が制作した『テレビで見るとおり』(As Seen On TV)は、その代表例である。子どもたちがホームビデオを使って、自分や家族の生活、自分の希望や悩みなどについて番組を作り、放送局に応募する。

その中から、毎回番組担当者が選んだいくつかの作品を、全国向けに放送するというものである。

異なるサッカー・チームを応援する家族のメンバーのテレビ視聴中の一喜一憂をカメラに収めたものがあれば、お互いの立場の理解のため、母親は学校へ行き、娘は家事を行うという役割交替の一日体験の様子をとらえたものもある。また、両親の離婚に直面した少女が、さまざまに揺れる自分の気持ち、悩みを語り、母親と話し合ううちに思わず涙ぐむ様子まで、そのまま自分のビデオカメラに撮った“ミニ・ドキュメンタリー”も登場している。子どもが表現する“家族”の様子が、子ども番組に登場する時代になっている。

(4) 幼児にとっての“家族”

同じコンクールにみられたもうひとつの特徴は、幼児向け番組の中に、“家族の新しいメンバー(弟や妹)の誕生”をテーマにした番組が見受けられたことである。これらの番組の趣旨は、両親の関心が自分から離れていくように感じがちな幼児に向けて、新しい生命の誕生と一緒に喜ぶきっかけを与えようとするものであった。アメリカの『セサミストリート』のスペシャル版として制作された『うちのあかちゃん』(A New Baby in My House)という番組は、



▲“The Winners: On Loan” (オーストラリア子どもテレビ財団提供)

その例である。ミュージカル仕立ての、楽しい雰囲気の中で、幼児にとっての新しい体験を、わかりやすいストーリーで取り上げようとしていた。

2. 子ども番組にみる家族の設定

世界的にみた最近の子ども番組の全体的な特徴としては、“環境問題” “多様な文化の理解と尊重” というテーマの強調ということがあげられる。

特に後者は、家族の描きかたとも密接な関係がある。例えば、アメリカの『ゴーストライター』(Ghostwriter)という7～10歳向けシリーズでは、毎回6人の少年少女がドラマを繰り広げるが、この6人の家族設定は、アメリカ社会の多様性を反映している。アジア系の家族もあれば、ヒスパニック系の家族もある。生まれも育ちもアメリカの少女も、家での食事、両親のしつけでは、母国ベトナムの文化に親しんでいる。友達とのコミュニケーションは英語だが、家に帰れば、英語が十分でない両親とはスペイン語で会話をし、両親の社会とのコミュニケーションを子どもが助ける場面も登場する。また、6人中には、父親とだけ生活している子どもも含まれている、といった具合である。

この『ゴーストライター』、実は、現在進行中のア

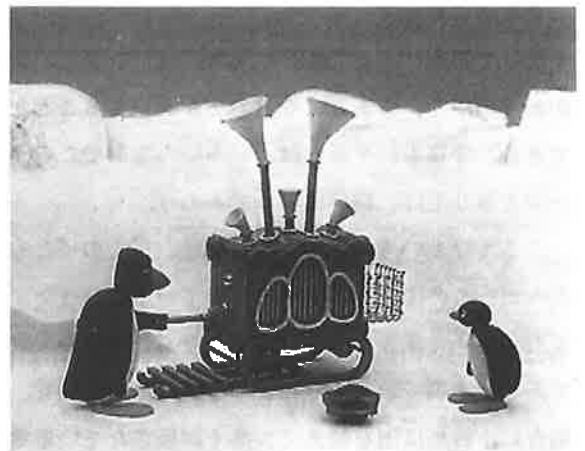
メリカ教育改革の中でも“すべての教育、社会生活の基礎”として重視されている“リテラシー(読み書き)教育推進”の一環として開発された番組で、家族や文化の多様性を直接のテーマとしているわけではない。しかしながら、このようなところこそ、より広い意味での“家族” “社会”のとらえかたが現れているといえるのではないだろうか。

同様の例は、オーストラリアの『リフト・オフ』(Lift Off)という番組にも見られる。これは、人形劇やアニメ、ドラマなどのさまざまなコーナーから構成されるマガジントイプの3～8歳向けシリーズである。ここでも、ドラマに登場する、4～14歳の子どもたちの4家族には、現在のオーストラリア社会の特徴、人々の多様性が反映されている。ある家族は南米からの移民一家で、自分たちの子どもの他に、聴力障害をもつ甥も養子にしている(実際にこの少年を演じているのも、聴力障害をもつ子どもである)。また、別の家族は、シングルマザーという設定になっているし、ベトナム人少女を養女にしている家族も登場する。オーストラリア先住民族(アボリジニ)の子どもも登場する。

いろいろ異なる背景をもつ人間が、家庭でだけにとどまらず、広く社会の中で、上手に理解、尊敬



▲“As Seen On TV” (イギリス放送協会提供)



▲“Pingu” (スイス放送協会提供)

しあいながら生きていくことの貴さ、必要性を自然な形で伝えていこうというねらいが、さまざまな国の子ども番組に見受けられる。

3. テレビで伝えたい家族の愛

ところで、『ピングー』(Pingu)という、ペンギンの男の子が主人公の粘土アニメのテレビ番組、あるいはビデオが話題になっていることをご存じだろうか。1回5分の短いストーリーは、家庭生活・社会生活のルール、友情や愛情といった重要なテーマを含んでおり、毎回、子どもたちの身の回りで起こるできごとを取り上げて、ユーモアたっぷりに描いている。スイスで生まれたテレビ番組であるが、世界共通のテーマとそのすばらしい作品性のため、わずか5年の間に、世界100カ国に広まっている。

このアニメーションの制作者が意図したのは、純粋に“人間性”を求める質の高い作品を子どもたちに提供することであったという。この番組も、直接的に“家族”だけを描いた番組ではないが、ピングーとその家族や友達がくり広げるストーリーは、“家族”“人間”のすばらしさを、人間味あふれる愛情の中で、ほのぼのとしたタッチで伝えている。

まとめにかえて

テレビ番組にみる“親子”“家族”は、社会とのかかわりの中で、さまざまなとらえかたをすることができる。今後も、テレビは、いろいろな形でこのテーマを取り上げ、描いていくであろう。

ここでひとつ考えておきたいのは、多くの子どもたちが、このような番組をよく見ているかどうか、また、親子や家族で共有しているだろうかという点である。本稿で取り上げたような番組は、各国で、場合によっては国を超えて、高く評価されている番組だが、いわゆる“人気番組”のように、多くの子

どもが常に視聴しているものとは言い切れない。

また、日本での調査結果によれば、子どもたちは、2歳3歳といった時期から、子どもだけで、比較的自由に、見たい番組を見ていることが多く、この傾向は年齢とともに高くなっている。親たちは、実際にはじっくり見たことがない子ども向け番組について、世間の評判をもとに番組の評価を下すことも少なくない。このような状況ではあるが、本稿で紹介したような種類の番組は、たとえ一緒ではなくとも、親子それぞれが、自らの“親子関係”“家族”、あるいは、より広く、社会的な意味での“家族”や“人間関係”を考えるきっかけとして、ぜひ目を向けてほしい番組である。

「テレビのありかた、見方」については、これまで各国で、さかんに議論が続けられてきており、近年では、テレビやビデオ、テレビゲームなど各種メディアに登場する“暴力描写”が世界的な問題にもなっている。国際家族年の今年、“家族”をめぐるさまざまな番組に注目すると同時に、家族にとって、社会にとってのテレビやメディア全般の意味合いを改めて考えるきっかけになることを願いたい。

*参考文献

海外の子ども向け番組や子どものテレビ視聴に関する情報をまとめた最近の資料には、以下のようなものがある。

- (1)小平さち子「子ども文化としてのテレビ～海外の“子どもとテレビ”をめぐる動向から」『NHK 放送文化調査研究年報』第32集、1987年、pp.127-155。
- (2)小平さち子「新しい時代を迎えた世界のテレビ子ども番組」同上、第37集、1992年、pp.73-105。
- (3)小平さち子「多様化めざすアメリカの子ども向けテレビ」『NHK 放送研究と調査』1993年1月号、pp.14-19。
- (4)小平さち子「テレビにおける暴力描写をめぐる各国の動向」同上、1994年1月号、pp.22-31
- (5)小平さち子「世界の子どもとテレビ」『放送教育』(1994年4月号から毎月連載中)

子どもの時期と年齢範囲 3. 韓国

韓国 社会福祉法人共生福祉財団 会長 ^{ユン} 尹 ^キ 基
 日本 社会福祉法人こころの家族 理事長

近代以前における子どもに対する呼称

(1) 民族的呼称

近代にはいった子どもに対する呼称が専門化されるまでは、民族的表現が主に使われた。例えば、^{チョン}젖메기 (乳児) と ^{カンナンアギ}까난아기 (新生児) とかいう表現は民族的な伝統的表現である。もちろんこれは漢字から由来した表現ではない。また、^{オリンゴッ}어린것 (幼児) という呼び方もそれに類似している。

少年期にはいった子どもに対する表現で、^{トリョニム}도련님 という呼び方があった。同じ意味の呼び方で ^{チョングク}종갓 (組角) という呼称もあった。今から80年前ころまではこのような呼び方が普通に使われた。これは、李朝封建時代における ^{サンバン}兩班社会 (上流社会) にはやった子どもに対する身分を表す表現でもあった。

(2) 既婚未成年に対する呼称

同じ年齢期にある未成年でも、一旦結婚をすれば ^{トリョニム}도련님 と呼ぶのではなく、^{サンバンニム}서방님 と呼んだ。これは既婚少年と未婚少年がはっきり区分されたからである。結婚した少年は大人のように取り扱われたのである。その当時、男の子は12歳ころから結婚をし始めた。すごく早婚がはやった。親の一方的選択で嫁をもらった時代である。農耕社会であったので、働き手が必要であった。嫁を早くもらい、子どもを生ませるのがなによりも望ましかったのである。それ

も男の子を好んだのである。

(3) 富貴多男

富貴多男とは、富を多く積み、人から尊ばれる名誉を獲得し、多くの男の子をもつことで、人々の願望であった。

男の子 (特に長男) は、家系を相続し、親の老後を奉養する扶養者であった。それとともに、儒教社会で最も重要視する家内の祖先祭祈をする担当者でもあった。こういう関係で、男性が優位を占める社会であった。

(4) 未成年に対する刑罰免除

そういった儒教が支配する封建社会ではあるにしても、未成年に対する人権がある程度認められていたのも事実である。すなわち、14歳未満の少年に対しては刑事上の責任を問わなかったのである。また、子どもを重要視する面から妊婦に対しても刑罰の免除、あるいは延期が許されたのである。このような伝統は現在にもよく伝えられている。

近代社会からの子どもに対する専門的表現

(1) 新生児・嬰兒

新生児は、普通生まれてから6ヵ月までの子どもの呼称である。母子健康法ではこのような専門用語を取り入れている。

嬰兒は3歳ころまでの子どもに対する呼び方であ

る。児童福祉法では、これを法的用語として使っている。

(2) 幼児

幼児教育振興法（1982年制定）では、4～5歳の子どもを幼児と呼んでいる。同類の嬰幼兒保育法（1991年制定）では、生後6ヵ月から学校入学前の6歳までの子どもを嬰幼兒と呼んでいる。この二つの法律の間には、嬰兒を除いて、ほとんど年齢の差異がない。

(3) 児童

児童福祉法では、18歳までの子どもを児童と呼んでいる。ただし、3歳までの子どもを嬰兒と呼んでいる。この法律では幼児の区別は定められていない。生活保護法でも、18歳未満の子どもを児童と呼んでいる。

(4) 少年

少年法では、20歳未満の者を少年と呼んでいる。刑法では14歳未満の子どもを少年と呼んでいる。青少年育成法では9歳から24歳までの者を青少年と呼んでいる。恐らく、20歳以上の者は青年のカテゴリーに入ると思われるが、これを含めてこのように青少年として、幅広く呼んでいるのである。

(5) 未成年者

民法では、20歳未満の者を未成年者と呼んでいる。また、道路交通法では18歳未満の者を未成年者と取り扱う。

このように、嬰兒、幼児、児童、少年、年少者、未成年者など、さまざまな法律によってその呼称が異なっている。しかし、その年齢の上限線は一般に18歳または20歳になっているのが共通点である。これらの呼称を英語に当てはめてみると、Infant(嬰幼兒)、Child(児童)、Youth(少年)、Juvenile(年少

者)、Junior(未成年者)等と理解できる。このような呼び方の違いは法律をつくった年代と、また法案を起草した政府の部署(Department)の考え方の違いから起こったものではないかと考えられる。しかし、このような呼称の混乱と、年齢の差異は調整されるのが望ましい。

子どもに対する保護と権利

(1) 児童福祉法

児童福祉法を制定した1961年ころは、韓国の南北動乱の結果、一時戦争孤児が40万人にも達した。当時政府は、このようなたくさんの孤児たちを保護育成するためには法的根拠をつくるのが急務であった。従って法的対象を要保護児童に限らせた。その当時、政府の財政では一般の児童までその対象とするには力がなかった。それで「児童がその保護者から遺失、遺棄、または離脱された場合、その保護者が児童を養育するに不相当であるか、または養育する能力が欠如している場合、またはその他の場合にこの法でもって保護する」といったような作意的児童福祉施策をとったのである。

そのような状況のもとでの緊急施策として、施設に保護することが当時の主な方針であった。もちろん政府は施設保護以外に家庭保護として、養子縁組、里親委託保護等も積極的に進めたが、韓国の伝統的習慣は血縁内の養子縁組は受け入れても、他姓の養子縁組は拒否する一般的傾向があって、このプログラムはあまり実績をあげることができなかった。これとは対照的に、外国への海外養子縁組が盛んに行われた。米国をはじめ、ヨーロッパ諸国(特に北ヨーロッパ)に、一時は年間約4,000名の韓国の孤児が養子として送られた。

(2) 児童保護施設

1960年代の児童保護施設としては①嬰兒院、②育児院、③児童保護施設、④児童職業指導施設、などが主なものであった。このような傾向は戦争孤児が徐々に減り、また、政府の財政もよくなるにつれて、1984年児童福祉法の改正を実現するに至った。

その結果、児童福祉法の第1条に「この法は児童を健全に出生し、幸福に、健康に育成されるようその福祉を保護するにある」と目的を明らかにしているのである。1961年の最初の法制定と比べて、注目すべき進歩を見せている。ここではすべての児童にその福祉の幅を広げている。その結果児童福祉施設として、①児童相談所、②助産施設、③児童専用利用施設（子どもの遊び場、子ども公園、体育施設、児童会館、演劇・映画・科学実験施設、児童休養施設、野営場等）、④教護施設、⑤託児施設、⑥情緒障害児施設等、児童福祉向上のため必要な諸施設が積極的に導入されるようになった。

(3) 幼児教育振興法

1982年に制定された幼児教育振興法の目的は、当時の軍事政権が『新しい村づくり』運動の一環として、農村並びに低所得層の町を中心に「子どもの家・託児所」を全国的に拡張するにあった。農村においては、女性労働力の動員が新しい村づくりに絶対必要であり、また都市においても、女性労働力を産業分野に進出させることが望ましかった。こういった女性の進出をバックアップするためには、4～5歳の子どもたちを昼間保護することが必要であり、『子どもの家』では保護(Care)と教育(Education)という両面を含んだ積極的立場が取り入れられた。そして、従来託

児のプログラムは、保健社会部(厚生省)の児童福祉施策に含まれていたのが、さらに強力で推進するという理由で内務部(自治省)に移管された。その理由は、内務部が行政的に地方自治体を管轄する立場にあり、地方発展と直接に繋がっているからであった。

その後、また保健社会部へその業務は戻った。

(4) 生活保護法

1961年に制定された生活保護法においても、その保護対象の一つとして、18歳未満の児童を含んでいる。扶養義務者がいないか、またはその能力がない場合、18歳未満の児童を在宅保護するようになっている。これはもちろん児童福祉法との関係において、児童のために最大の利益と福祉をもたらす方向での保護の考え方である。

(5) 刑法

刑法第9条を見ると、14歳未満の刑事未成年者に対しては罰しないということになっている。心身的に、また社会的に未熟な子どもに対してはその罪を問わないという原則が採択されている。これは近代の法律が導入される前から、韓国では伝統的に認識されている児童観である。



▲保育院(児童福祉施設)の子どもたち

(6)少年法

少年法（1958年制定）は20歳未満の者をその対象としている。非行または犯法少年に対しては刑事上特別保護処分を下し、なるべく刑事上の処罰を避けるようにする。そして、少年院等の教護施設に収容し、環境の調整、性行の矯正をはかって、その少年の生活の正常化を保つよう支援することに目的をおいている。

(7)母子福祉法

母子福祉法（1989年制定）は母子家庭の保護のためにつくられている。社会の産業化が進むにつれて、核家族をめぐるいろいろな難しい問題が登場している。死別、離婚、遺棄、別居などいろいろな理由をもって、配偶者が不在か、または配偶者がいても廃疾、不具のため長期間勤労能力を失っていることにより、女性が生計を営んでいる母子家庭の数が段々増えている状況である。

この法律は、国または地方自治体が生計保護、教育保護、生活資金融資、住宅供給等を通して、母子家庭の健康的でかつ文化的生活を保障することにその目的をおいている。そして目標とするところは、母と共に生きる子どもまたは児童の福祉をもたらすことに重要性があると思われる。

(8)未成年者保護法

1961年につくられた未成年者保護法がある。この法の適用は20歳未満の未成年者を対象としている。法律の目的は吸煙、飲酒、善良な風俗を害する社会的環境から未成年者を守るということに焦点をおき、未成年者の健康を保護し、また指導育成することにその重点をおいている。結局この法律は、未成年者の性行と虞犯を予防するために、不道德的な環境から彼らを守るという主旨が強く反映されていると思われる。

(9)家事訴訟上の子どもの意見

韓国には家事訴訟規則という法令がある。家庭法院で離婚の宣告が下ったとき、15歳以上の子どもがいる場合は必ずその子どもの意見を聞くようになっている。これは子どもの利益をできるだけ考慮に入れるという意味をもつ。家事訴訟規則が導入されなかった過去には、子どもの利益と福祉が度外視され、大人本位で離婚裁判が進められたことも多かった。

(10)児童権利に関するUN条約

1989年11月20日国連総会では「児童の権利に関する条約」を採択した。その後1990年9月2日を期して、この権利条約が国際法として公布された。韓国の場合は、この国際法に1991年9月25日正式に署名している。この国際法によると「父母から分離されている児童の面接交渉権」「児童の養子縁組の際の政府の許可権」「児童の意見表明権」等が規定されている。このような児童権利の国際的認定は、20世紀における児童権利の大きな進歩だと思われる。この国際法のこまかい内容が児童と少年、または未成年に関するさまざまな法令に大きな影響を与えることが望ましいのである。

お す び

韓国における子どものいろいろな呼称と、また子どもたちのためのさまざまな法律とその福祉の内容を簡単に紹介してみた。しかし、呼び方の違いをはじめ、法令ごとに年齢の差があって、児童の権利並びに福祉を守る面において複雑多様な感がする。

これから先このような点が調整、統合されることが望ましい。常に児童と少年のために、いかにすればより大きい福祉をもたらすことができるかを深く考えるのが大人の責任であると思う。

日本での批准までの プロセス —ある妻と夫のQ&A

「児童の権利に関する条約」
ウォッチング

1

参議院第一特別調査室上席調査員 なかむら よしかず 中村 嘉壽

妻：この間PTAの会合があったとき、「子どもの権利条約」の話が出たのよ。国会で承認されたようだけど、私たちもこの条約はどんなものなのか、国会でどのような論議があったのか、これから子どもたちにどのような影響を与えるものなのか、よく見守っていかなくてはいけない……てね。

夫：これは結構な話じゃないか。

妻：そのとき、そう言えばお宅のご亭主は国会に勤めているじゃないって話になって、「あなた、ご亭主にこの条約のことをよく聞いて、私たちに報告しなさい」ってことになっちゃったってわけ。ひとつ協力してくださいよ。

夫：それはもう、君が立派に報告できるように協力を惜しまないよ。

条約とは

妻：そこでまず初めの質問なんだけど、「子どもの権利」について、なぜ条約で決めるの。そもそも条約って、どんなものなの。

夫：条約とは国と国との間の約束なんだ。条約には2国間（バイ）条約と多国間（マルチ）条約とがある。普通、条約というと日米安全保障条約のような2国間での約束ごとを考えるけど、多国間での条約もたくさんあるんだ。軍備・軍縮関係の条約、海洋法条約、宇宙条約、それから環境関係の条約、例えば「有害廃棄物の投棄に関するバーゼル条約」など、

実にさまざまなんだ。国連憲章なんかも条約の中に入るんだよ。このようなマルチの条約は、国連などの国際機関の会合で案文を作成するところがバイと違うところだね。

この「児童の権利に関する条約」や「女子差別撤廃条約」といった人権に関する条約も多くつくられているよ。世界のすべての国が人権の普遍的な価値を認めて、これを守り合うことを約束するんだ。

条約を締結した国は、条約を守るための法律をつくらなければならないこともある。また、条約に反する法律は改めなくてはならないし、条約に反するような行政も行えなくなるんだ。

「児童の権利に関する条約」の成立経緯

妻：子どもの権利条約はどのようにしてつくられたの。

夫：子どもの権利保障についての国際文書としては、第一次大戦により被害を受けた欧州諸国の子どもを救済、保護する必要があるとして、1924年（大正13年）に国際連盟が作成した「児童の権利に関するジュネーブ宣言」にまで遡ることができるんだ。

その後、第二次大戦の惨禍と人権抑圧の経験を踏まえて1945年（昭和20年）に発足した国際連合は、1948年には「世界人権宣言」を採択した。また、1,300万人に達するといわれる第二次大戦における子どもの犠牲を背景に、国連は1948年以来、世界人権宣言を基盤とする新たな児童の権利憲章の作成を開始し、

1959年の第14回国連総会で「児童の権利に関する宣言」を採択したんだ。

その20年後の1979年は「国際児童年」とされ、これを契機に「児童の権利宣言」を法的な拘束力をもつ条約にしようとの提案があって、国連人権委員会を中心に案文の作成が進められた。作業過程では、家族関係の変化、国際的な人の移動の活発化、児童虐待など複雑化する現代社会に対応する問題、ストリートチルドレンのような困難な環境にある子どもへの配慮など、多角的な検討が行われたんだ。なにしろ、日本をはじめとする先進国と開発途上国の子どもたちとは置かれている状況が相当異なるから、検討課題もたくさんあったということだね。この結果、1989年（平成元年）3月に条約案文が完成し、同年11月20日に第44回国連総会において、条約が採択されたんだ。ちょっと長くなったけど、それだけ長い歴史があるというわけだ。

妻：それで条約はいつ発効したの。条約の案文ができてから5年目の今年になって日本が批准したというのはずいぶん長くかかったものね。

夫：条約は、1990年9月2日に発効し、日本はその年の9月21日に署名している。その後、初めて国会に承認案件として提出された1992年3月12日以来、ちょうど2年を経過してようやく今年の3月29日に国会で承認された。その後、4月22日に国連事務総長に批准書が寄託され、30日後の5月22日に日本について効力が発生したということになる。

昨年6月以降の解散・総選挙そして政権交代の影響をもろに受けたのも国内手続きが遅れた原因の一つだけれども、それにしても署名してから3年半もかかっているのは少々長すぎるといわれても仕方ないね。

条約の主な内容

妻：条約の内容というとどういうものがあるの。

夫：詳しく言うと大変だから、ごくかいつまんで言うと、この条約は、前文、本文3部54ヵ条及び末文から成っていて、第1部(1条-41条)は児童の権利に関する実体規定、第2部(42条-45条)は条約の実施にかかわる規定、第3部(46条-54条)は署名、発効、改正、留保などの最終条項となっているんだ。

条約の対象となる「児童」は、18歳未満の者をいう。成人という日本では原則として20歳なんだけど、この条約では18歳未満を「児童」としているんだ。

条約の締約国の一般的義務としては、領域内の児童に対し、人種、皮膚の色、性、言語、政治その他の意見、国民的・種族的・社会的出身、財産、心身障害、出生、地位などによるいかなる差別もなしに、条約に定める権利を尊重し確保しなくてはならないとされている。またこの際、締約国は、条約で認められる権利実現のための立法、行政そのほかの措置をとるに当たって、「児童の最善の利益」を考慮しなければならないということが強調されているね。

児童のもつ権利として定められているものには、まず、日本の憲法にも認められているような基本的人権を子どもにも適用させようとするものがある。①生命に対する児童の固有の権利を認め、生存や発達を確保することとか、②児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し、国籍を取得する権利の実現をはからなくてはならないこととか、③児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないようにする、家族から分離されない権利などが規定されている。このようなことは、日本では今更の感じがするかもしれないけれど、現実には幼児が売買されるような国もあるんだから必要なことなんだ。

それから④児童が自由に自己の意見を表明する権利、⑤思想・良心・宗教の自由、⑥結社の自由や平和的な集会の自由などの「自由権」や⑦家庭環境に

における児童の保護、⑧医療・福祉分野の権利、⑨教育・文化分野の権利などの「社会権」が保障されているんだ。さらに⑩難民の児童に対する保護・援助、⑪麻薬や向精神薬の不正な使用からの保護、⑫自由を奪われた児童・武力紛争における児童の保護など今日のグローバルな課題に対する取り組みなどいろいろあって、保護されるべき児童の権利が詳細に規定されているよ。

そのほかに、締約国は、条約の原則・規定を成人、児童のいずれにも周知徹底する広報義務があるんだ。また、締約国が条約で負う義務の履行の達成に関する進捗状況を審査するため、「児童の権利に関する委員会」が設置されるけれども、締約国は、条約で認められる権利の実現のためにとった措置などに関する報告を、国連事務総長を通じてこの児童の権利委員会に提出することになるんだ。日本の場合、第1回報告は条約が発効するときから2年以内ということだから、1996年5月までには報告書を提出しなければならぬことになる。

国会における論議

妻：ところで国会の審議ではどんな論議があったの。

夫：衆参両院の本会議や外務委員会での論議だけではなく、予算委員会とか、文教委員会とかの委員会でもいろいろ論議がなされているよ。もっとも条約は全会一致で承認されたんだから、条約自体に問題があるということではないんだ。

まず、問題となったのは、条約の名称だ。「チャイルド」を「児童」と訳すのか、「子ども」と訳すのかで随分議論となった。「児童」というと未成熟で保護を要するという意味合いが強く、この条約では、子どもが保護を要する対象であるという認識から、権利行使の主体として認識することへの価値観の転換があるのではないか」ということなんだ。政府は「条

約や法律において法令用語の整合性あるいは一貫性が重要であり、わが国が締結済みの条約において『チャイルド』という英語の言葉については『児童』という訳語を用いるのが通例となっている」と説明して、「児童の権利に関する条約」という名称で押し通したんだ。もっとも、条約の広報活動を行うに当たっては、児童ばかりではなく、子どもという言葉を用いていくという柔軟な答弁があったけどね。

妻：私はやっぱり子どもとしたほうがいいと思うわ。児童というとなにかお役所的な、子どもを管理するというニュアンスが感じられるもの。

夫：それから、条約を締結するには日本の国内法、例えば、民法や戸籍法、学校教育法、入国管理法などを改正する必要があるのではないかという主張があった。これに対し政府は「条約の内容は、基本的に国際人権規約に規定されており、憲法をはじめとする国内法で既に保障されているから、国内法令の改正・新規立法の必要性はない」と答えている。非嫡出子差別つまり婚外子の相続権や戸籍・住民票上の差別的な記載の問題とか、少年審判の際の付添人制度の充実など少年法の改正問題、学校教育に関連すれば、内申書などの個人情報の開示の問題や条約で認めている児童の意見表明権と校則・カリキュラムの作成上の問題とか、いろいろあったんだ。

妻：それで政府は何もしないというわけ。

夫：政府は、そのような主張も踏まえて、「立法政策の観点から、将来児童の法的保護、福祉向上等をさらに図る一環として、新たな国内立法措置が行われることを排除する趣旨ではない」とも答弁しているんだ。まあ今後にも問題が残されているということになるね。

妻：条約の精神をどのように実現していくか、むしろこれからが正念場ということになるわけね。

夫：その通りなんだ。それから条約の日本語訳の間

約に反しない。(5.4.22 126回国会・衆本22-17)

条約第28～31条(教育及び文化分野での権利)関係

問:中等教育を無償化するべきではないか。

答:条約第28条1(b)は、中等教育の発展を奨励し、すべての児童に対して利用可能であり、かつ、機会が与えられるようにするため、締約国がその裁量によりとるべき適当な措置の例示として、必要な場合における財政的援助の提供等と並んで無償教育の導入を規定しているもので、無償教育の導入自体を締約国に義務として課しているものではない。

高校教育の無償化は、膨大な財政負担の増加等問題が多い。我が国では、育英奨学、私学助成などの措置により、本規定の趣旨とする中等教育の機会の確保のための適切な措置をとっており、今後とも、その推進に努める。一律に高校を無償化し、義務教育化するのとは適当ではない。(5.4.22 126回国会・衆本22-7)

問:すべての子どもに対して等しく教育の機会が保障されるべきではないか。

答:心身障害児に対しては、盲学校、養護学校などにより教育の機会を実質的に保障している。在日外国人についても公立小中学校への就学を希望する場合、日本人同様受け入れている。(5.4.22 126回国会・衆本22-11)

問:条約第28条1(d)により内申書、指導要録等の子どもへの開示が義務づけられるのか。

答:条約第28条1(d)は、児童の教育を受ける権利を達成するため、児童が自分にふさわしい学校、職業を選ぶために必要な情報やガイダンスの機会を提供すべきとの趣旨を規定しており、本人の成績に関する記録といった自己情報の開示の請求を根拠づけるものではないと解される。したがって、この規定が内申書や指導要録等の本人への情報開示を行うことを義務づけるものとは解していない。

内申書や指導要録は、児童の成績評価に関する資料であり、教師の評価が公正かつ客観的に行われるよう通常本人への開示を前提としない取り扱いである。

(5.5.11 126回国会・衆外7-28-29)

条約第37条(自由を奪われた児童の保護)関係

問:条約第37条は、自由を奪われたすべての子どもは弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有すると定めているが、自由を奪われた子どもの権利

は、現行法で十分に保障されているか。

答:我が国では、少年は被疑者として取り調べを受ける段階においては、刑事訴訟法によって成人と同様に弁護人選任権が認められている。また、事件が家庭裁判所に係属した後は少年法によって付添人を選任することが認められており、少年の権利は現行法で十分保障され、条約の要請は満たされている。

(5.5.28 126回国会・参本20-7)

条約第40条(少年司法における保護)関係

問:条約第40条2(b)の規定は、無料で通訳の援助を受けることができる旨定めているが、日本語のわからない子どものための司法における通訳の援助は、どのようになっているか。

答:条約第40条2(b)は、刑事裁判及び少年審判において日本語のわからない児童のために通訳をすること、そしてその訴訟又は審判の遂行過程において費用を負担させてはいけないとの趣旨と理解している。

少年法第31条は、費用の徴収を義務づけているものではなく、家庭裁判所が事後的に少年や保護者の資力等、諸般の事情を考慮して費用の徴収を行うことが可能であるとの規定であり、条約に抵触しない。

(5.6.10 126回国会・参外7-18)

その他

問:法務省が子どもの人権専門委員を、厚生省が児童アドボケーター制度を考えているようであるが、これらはどのような制度か。

答:人権擁護委員の中から、子どもの人権を専門的に取り扱う子どもの人権専門委員を指名し、他の人権擁護委員の協力を得るとともに、法務局及び関係機関との連携を図りながら子どもの人権問題の解消に取り組むこととして、平成6年度の予算に所用の予算を計上している。

(6.3.29 129回国会・参外1-16)

平成6年度において、民間の養護施設等が持っている児童の育成についての専門性を活用し、都市家庭在宅支援事業を新たに実施する。この事業は、児童の育成について豊富な経験と知識を有する養護施設の主任指導員等を児童福祉アドボケーターと指定し、児童の養育に不安や悩みを持つ家庭からの相談に応じるとともに、地域の児童委員や保健婦等の協力により、児童側の視点に立った家庭への訪問、援助等の活動を行う。

(6.3.29 129回国会・参外1-16)

編
集
後
記

“家族”は、社会の変化に伴い、その規模や形態は多様性を増し、機能もさまざまに変化しています。「国際家族年」の1994年、“家族”のこれまでを振り返り、現在の課題に注目し、将来を展望する中で、“家族”の根源的な意味を問い直すことが求められているといえましょう。本号では、前号に引き続き、「世界の親子・家族をめぐる動向」の特集のもと、新しい視点を加えているいろいろな企画を設けました。

まず最初は、“家族のこれからを考える”という趣旨で、高橋重宏先生コーディネートの誌上鼎談「国際家族年を考える」です。EUの動向にお詳しいイト・ペング先生が、ヨーロッパ各国の状況を興味深く比較しながらご紹介くださっています。若上先生、高橋先生のお話にもありますように、EUにみるさまざまな動向には、今後の日本での“親子・家族”を考えていく際の貴重なヒントが多数含まれていると思います。

前号の10ヵ国に加えて、さらに8ヵ国の家族政策、親子・家族をめぐる社会的制度、家族・親子の生活実態を取り上げることにしました。今回も、世界各地から、最新情報を含む貴重な原稿をお寄せいただきました。ご執筆の先生がたには、政治的にも経済的にも変化の大きいそれぞれの国の動きとの関連の中で、“家族”の変化の様子を、統計データや具体例を交えて、わかりやすくご紹介い

ただきました。

少し視点を変えて、国際比較調査の結果にみる親子・家族の状況や、テレビ番組にみる世界の家族という観点からの原稿も掲載しました。

また、「児童の権利に関する条約」批准案が、3月29日参議院で承認されたことを受けて、この条約の今後の動きを見守るためのシリーズを始めました。執筆ご担当の中村嘉壽先生には、「日本での批准までのプロセス」と題して、わかりやすい説明をしていただきました。5月には条約もようやく発効の運びとなりましたが、このことが、私たちの社会にとってどのように意義あるものとなり得るか、シリーズ・タイトルどおり、「ウォッチング」していくことが重要といえましょう。

*

メディア研究者の立場からの発表を求められ、この夏イギリスの大学で開催された国際会議“Empowering People in Families: Children, Family Life and Society in to the 21st Century”に参加してきました。社会学、心理学、精神医学など各分野の研究者、社会福祉の分野で活動を行っている多くのメンバーに接する機会に恵まれました。EU諸国の中では、イギリスの家族政策に関する取り組みは積極的とはいえないとのことですが、5日間に及んだこの会議での発表や活発な議論には、さまざまな視点から“家族”“親子関係”の今後を真剣に考えている人々の熱意をひしひしと感じました。日本でも、「国際家族年」を契機に、さらに深く論じ、長期的見通しにたち具体的に取り組まなければならない数多くの課題が残されているのではないかとの感を強くしています。

(担当編集委員・小平さち子)

〔編集委員長〕

あみ の たけ ひろ
網 野 武 博

東京経済大学教授
日本総合愛育研究所
調査研究企画部長代行

〔編集委員〕

こ だいら こ
小 平 さ ち 子

NHK放送文化研究所
主任研究員

こみ やま ひろ
込 山 稔

美深育成園副園長

たか はし しげ ひろ
高 橋 重 宏

駒澤大学教授

日本総合愛育研究所
児童家庭福祉研究部長

やま がた ふみ はる
山 縣 文 治

大阪市立大学生生活科学部
人間福祉学科社会福祉学研究室

よこ い しげ お
横 井 茂 夫

東京都立母子保健院小児科医長
東京慈恵会医科大学講師
大妻女子大学講師

かい た ひで お
海 田 英 雄

資生堂社会福祉事業財団
常務理事

(敬称略)

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.37 1994-10

世界の児童と母性

年2回発行

1994年10月1日発行

編集・発行者

財団法人 資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-3574-7408 〒104-10
ファクシミリ 03-3289-0314

印刷所 成旺印刷株式会社
東京都港区芝2-1-28

再生紙使用

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

財団法人 資生堂社会福祉事業財団